

平成30年第3回白石町議会定例会会議録

会議月日 平成30年9月5日（第2日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 出席議員は次のとおりである。

1番	友田香将雄	9番	吉岡英允
2番	重富邦夫	10番	片渕彰
3番	中村秀子	11番	草場祥則
4番	定松弘介	12番	井崎好信
5番	川崎一平	13番	内野さよ子
6番	前田弘次郎	14番	西山清則
7番	溝口誠	15番	溝上良夫
8番	大串武次	16番	片渕栄二郎

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	田島健一	副町長	百武和義
教育長	北村喜久次	総務課長	松尾裕哉
企画財政課長	井崎直樹	税務課長	木下信博
住民課長	門田和昭	保健福祉課長	大串靖弘
長寿社会課長	矢川又弘	生活環境課長	小池武敏
水道課長	中村政文	下水道課長	片渕徹
農業振興課長	堤正久	産業創生課長	久原浩文
農村整備課長	笠原政浩	建設課長	喜多忠則
会計管理者	西山里美	学校教育課長	吉岡正博
生涯学習課長	千布一夫	農業委員会事務局長	久原雅紀
白石創生推進専門監	坂本博樹	保険専門監	小川善秋
健康づくり専門監	武富健	主任指導主事	石橋佳樹

4. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	小柳八束
議事係長	中原賢一
議事係書記	緒方千鶴子

5. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

6. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

1. 内野さよ子議員

1. 合併後のまちづくりの検証について

2. 吉岡英允議員

1. 国道207号線における交通安全対策について

2. 高齢者等のごみ出し支援について

3. 健康づくりについて

3. 重富邦夫議員

1. 農業の振興について

2. 地方分権について

4. 前田弘次郎議員

1. 買物弱者対策について

2. 災害情報の住民周知について

9時30分 開議

○片渕栄二郎議長

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

暑い方は上着をおとりください。

ここで申し上げます。農業委員会局長から、会議規則第2条第1項の規定に準じ、公務のための離席届が出ておりますので報告いたします。

日程第1

○片渕栄二郎議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、井崎好信議員、内野さよ子議員の両名を指名します。

日程第2

○片渕栄二郎議長

日程第2、これより一般質問を行います。

本日の通告者は4名です。

順次発言を許します。

最初に、総務常任委員会代表質問を許します。内野さよ子議員。

○内野さよ子議員

昨日、一昨日より台風の影響ということで、本日の新聞報道によりますと台風21号の影響が大変大きくて、関西を中心に7人の死亡者が出たということで、また負傷者も200名を超すという被害に大変驚いているところです。台風については、ことしは多いので白石町についても万全を尽くし、総力を尽くして行っていく必要があると思いますので、最後まできょうの質問もよろしくお願ひいたします。

では、議長に指名を受けましたので、総務常任委員会としての質問をいたします。

平成17年1月1日の新白石町からの誕生から13年8カ月が経過をしました。振り返ればさまざまな意見の違いや困難を乗り越えて、3町が合併にたどり着いたわけであります。当時、合併に御尽力をいただいた関係者の皆様方へは改めて敬意を表したいと思ひます。

総務常任委員会ではその決算を踏まえて、今回13回目の決算が出ているところですが、その決算書を踏まえ合併後のまちづくりの検証について、行財政運営における具体的な合併の効果や合併当初想定をしていなかった課題などへの対応について、代表質問をすることにしています。白石、福富、有明、3町の合併協議会において策定をされました新町まちづくり計画は、「人と大地がうるおい輝く豊穡のまち」をまちづくりの基本理念とすることを掲げられ、その具体的な施策については町民との約束であったはずですが。

また、平成18年3月に策定をされました白石町総合計画においては、地域の一体化、地域全体の発展という新たな視点からまちづくりを推進していくと書かれております。まちづくりの目標設定として、少子・高齢化の施策の充実に努め、住環境の整備や定住施策を積極的に推進をし、目標年次の平成26年度の総人口は2万5,000人と設定をすることと書かれています。

初代片渕町長は、町民みんなが合併をしてよかったと思えるようなまちづくりを推進していくと常々言われておりました。平成の大合併について振り返ってみますと、昭和の大合併と違い、住民のためよりも、どちらかと言ひますと行政側の都合すなわち自治体の行財政運営の効率化や財政基盤の強化が目的であったと考えられます。国や県は合併を促すに当たり、1つ目に広がる日常生活圏への対応、2つ目に少子・高齢化社会への対応、3つ目に地方分権への対応、4つ目に厳しい財政状況への対応という理由を大義名分として掲げられておりました。厳しい財政状況の対応には、当時三位一体の改革により地方交付税が大幅に削減をされ、危機感が増大をしておりました。佐賀県内でも49あった市町村が平成の大合併によりあつという間に現在の20市町になりました。実に29も減ったわけです。しかしながら、現在の20市町のうち、半数の10の市町は合併を選択せず、単独の道を選ばれておられます。当時は厳しい財政状況を理由に合併を促されていたはずですが、あれから13年以上が経過し、不思議なこと

に合併しなかった10の市町も財政破綻をすることなく、行政運営がなされているところです。

合併した市町村には合併特例債という有利な起債制度を創設され、地方交付税についても合併後10年間は旧市町村が、つまり白石、福富、有明3町が存在しているものとみなして算定をされるという、合併算定がえという制度により、合併により交付税上の不利益をこうむることがないような優遇措置も制定をされました。しかし、優遇されていた地方交付税の段階的な縮減もあり、肥大化した歳出を縮減していくことは至難のわざとも考えられるところです。ただし、職員数や人件費については、合併しなかった市町よりも大きく削減をされていることは、数字を見てもわかることです。

平成27年度に県では合併した市町をヒアリング調査され、実態調査の報告書をまとめられています。白石町では具体的にどんな合併効果があったのか、課題があったのか、具体的にどんな効果があったのか、町民へは明らかにされておられません。今回の代表質問においては、町議会として町民への説明責任も考慮をしながら、検討をしたところであります。

では、質問に入りたいと思いますが、まず初めに、論じられていた合併の必要性から見た具体的な合併効果について質問していきませんが、最初に行政運営の効果ということで、地方分権や少子・高齢化への対応をしていくために専門的な人材の育成や職員の政策立案能力の向上、また課題に即応できる組織の構築を初め、行政能力と組織を強化することが必要であるとされておりました。また、住民サービスの多様化と高度化する行政需要に対応するために事務の改善やIT化を推進するようにされておりました。合併により面積が広がったことにより、行政の効率化は大変難しかった点もあるかと思っています。合併後から現在までの13年間にかけて、本町の行政運営における合併の効果と具体的にどのような効率化が図られてきたのか質問をしたいと思いません。町長、よろしく願いいたします。

○田島健一町長

内野議員の代表質問について御答弁を申し上げたいというふうに思います。

まずもって、合併後のまちづくりの中で合併の効果と、具体的にどのような効率化が図られてきたのかという御質問でございます。

本町の3町合併及びこれまでのまちづくりにつきましては、新町まちづくり計画以降、現在の第2次白石町総合計画まで継承しております。基本理念「人と大地がうるおい輝く豊穰のまち」に基づきまして、行政運営を行っているところでございます。本町の行政運営における合併の効果と効率化についての御質問でございましたけれども、たくさんある中で主に3つが挙げられるかというふうに思います。1点目は庁舎建設により行政機能の集約を行ったこと、2点目に町職員数の削減を行ったこと、3点目に効率的な行政組織体制とスケールメリットを生かして、3町合併前の旧3町では対応し得なかった行政課題におきましても対応ができたこと。

1点目の庁舎建設におけるメリットでございますけれども、3町合併後におきましては、有明の本庁舎、白石支所、福富支所にそれぞれ町職員を配置し、事務事業の執行を行ってまいりました。また、支所で受け付けて本庁で取りまとめるという事務の

二重構造であったことや会議等のために町職員等が本庁、支所間を行き来していたこと、これが解消されております。

2点目の町職員数につきましては、3町合併直後の平成17年4月1日現在の職員数は333名でございましたが、本年4月1日現在では274人と、実に59人の削減実績がございます。

3点目でございますけども、1点目、2点目の実行によりまして、現在のように町長部局以外も含めた15課2局1室体制に移行し、町職員の一定の専門性を保つことで、町民サービスの向上につながるたくさんの事務事業に対応できたものというふうに思っております。

○内野さよ子議員

たくさんある中で行政的に3点挙げていただきました。まず、庁舎建設について、職員の削減について、それから行政機構の改革を行ったということでありました。たくさん本当あるかと思いますが、3点は重要なことだと思います。その中でも2点目に挙げていただきました職員の削減というところで、もともとこれは白石町の総合計画でありますけれども、総合計画の中には平成32年255人の目標というふうに掲げてありました。しかし、最近出されました白石町の行政経営プランという、この中には平成34年をもって255人ということが書かれています。2年先送りをされたという理由があると思いますので、その点について町長の思いもあるかと思っておりますのでお願いします。

○田島健一町長

今議員からもお示しいただきました平成27年3月に策定いたしました第2次の白石町総合計画では、平成32年3月31日現在の職員数の目標を255人とうたっておりました。その後、新たな行政需要の増加している中で、目標の255人でいいのかといったような意見もございまして、役場内での検討協議を経まして、30年4月策定の第1次白石町行政経営プランにおきまして、平成34年4月1日現在すなわち2年おくれではございますが、職員目標数を同数の255人としたところでございます。今後、簡素で効率的な行政組織機構の実現とスリム化を推進しながら、職員数の目標255人を達成していきたいというふうに思っております。

以上です。

○内野さよ子議員

急激な削減についてはバランス的にもいろいろよくない面もあるかと思っておりますので、そういうところもあったのかというふうに思っています。

まず、1点目については行政への改革というのが行われたということで、2点目については、では財政はどうかということで質問したいと思っております。

今議会に平成29年度の決算が議案として提出をされています。当初の新町まちづくり計画においても効率的な財政運営に努めることとされておりました。当初の新町まちづくり計画における財政計画では、歳入歳出ともに平成21年度からは100億円を下回

る計画となっていました。しかし、想定されていた財政計画とは大きく相違した決算額となっているようです。ついては、この大きな要因について質問をします。

また、財政運営における合併の効果と具体的にどのような効率化が図られてきたのかということでお尋ねをします。お願いします。

○田島健一町長

合併の優遇措置であります交付税の合併算定がえが平成31年度までで終了し、平成32年度からは優遇措置のない一本算定となります。以前は、合併算定がえと一本算定の差額というのが12億円にはなるだろうというふうに思われておりました。一本算定までは相当の努力が必要となっておったところでございます。そのため、新町まちづくり計画では、交付税の減少に合わせて財政規模を縮小していくというふうにしておりましたけれども、全国知事会などからの強い要望もございまして、国のほうではその後検討されて、その差額の縮減が図られまして、平成30年度現在その差額は4億8,000万円程度と見込んでおまして、それが大きな要因ではないかというふうに思います。また、ふるさと納税の寄附金が計画当時よりも大きく伸びたことも一つの要因に上げられるというふうに考えております。

本町におきましては、合併したからこそできた事業、例えば公共下水道や合併支援道路などの生活基盤や農道、漁港などの産業基盤の整備、情報基盤の整備、中央公園の整備、庁舎建設、そして道の駅の建設などに積極的に取り組んでまいりました。そのほか、まちおこし事業やコミュニティタクシーの運行などソフト事業の充実にも努めてまいったところでございます。町の経営を行う上では財政が健全であることは必須でございまして、健全性を保ちながらも積極的にまちづくりを行ってきた結果が新町まちづくり計画の財政計画と決算の相違という形であらわれてきたものだというふうに考えております。

また、効率化の面で見ますと、交付税の一本算定以降の財政運営を見据え、基金への積極的な積み立てを行う一方で、起債は有利な合併特例債と過疎債を有効に活用し、また金利の高い起債は繰上償還を行うことで後年度の負担軽減を図ってきております。人件費につきましては、平成17年度と平成29年度決算を比べますと4億1,500万円ほど縮減をしており、人件費も削減しながらも住民サービスを低下させないよう事務の効率化にも努めているところでございます。

以上です。

○内野さよ子議員

先ほど質問の中でまちづくり計画と最近の決算、非常に食い違う点があったということですが、合併の算定がえが一本算定になるというところで、想定していたよりも12億円が今4億8,000万円ですか、というふうになっているということ、そのあたりの差額が生じたものと思いました。

もう一つ、ふるさと納税のことを言われましたけれども、ふるさと納税についても合併当初は何もなかったですね。それから思いますと、きょう資料をいただきました、資料2の中にふるさと基金というところでありまして、3億9,600万円という平成

29年度の寄附金の総額が書いてあります。そういったところが押し上げた理由かなというふうに伺ったところでありました。

もう一つ、削減について職員数の削減、1点目に質問をしましたが、4億1,500万円ですか、そういったことが削減できたということで、かなりの縮減ができたのと思います。こちらにおります議員も全員、合併当時前は46人でありましたけれども、今現在16人ということでかなり少なくなっている状況が続いていると思っています。この運営で総力を挙げてやっていく必要があるのではないかというふうに思ったところでありました。そういったところで財政については、かなりのバランスをとりながらやっていただいているというところがわかったところでありました。

では、合併特例債と、先ほどから過疎債のことを答弁されておりますけれども、このことについてどういうふうに、返済のこともありますので、計画をお願いしたいと思いますが、財政運営に関しての合併の効果を答弁していただきました。歳入部門における起債制度では、非常に有利な合併特例債そして過疎債のことをおっしゃっていただきましたけれども、これは大きな利点であったというふうに私たちも総務の中で話をしました。

しかしながら、他県の合併自治体においては、人口増加を想定したインフラ整備や箱物の建設に多くの合併特例債を活用したことによって、ここに来て地方交付税の合併算定がえの終了と起債の借金返済が重荷となり深刻な財政難に陥っているところもあるようです。そのような自治体では、職員数の大幅な削減と住民サービスの縮小や廃止を余儀なくされ、合併により描いていた夢はいずれこへと消えていったところもあるようです。先ほどの答弁から、本町においては健全な財政運営がなされていると確信をしておりますが、改めて本町における合併特例債と過疎債の主な活用内容と償還内容についてお尋ねをしたいと思います。

今回、資料についていろんな、合併の特例債と過疎債についての資料請求もしていただきましたけれども、改めてその償還計画もお願いをしたいと思います。そして、当初予定をしておりました計画と大きく変更されたところがあれば、あわせてお願いをしたいと思います。

○田島健一町長

合併特例債と過疎債の主な活用内容と償還計画につきましては、要求されました資料に記載をしておりでございます。

合併特例債は、町の一体化や地域の発展と住民福祉の向上のために活用することとしておりまして、多く人が利用している中央公園や庁舎の整備のほか農業基盤整備など、平成17年度以降昨年度までに約40億円の借り入れ、事業を行ってまいりました。また、昨年度は平成17年度に引き続き借入金を振興基金に積み立て、安定的に事業が行えるよう今後に備えてもおります。そして、今年度は特に力を入れている道の駅整備事業に約10億円の借り入れを予定しているところでございます。

過疎債は、道路整備や漁港などのインフラ整備また筑後川下流土地改良事業の償還金のほか、町の地域活性化や地域医療の確保のためのソフト事業にも充てており、こちらは平成22年度に過疎地域の指定を受けましたので、平成23年度以降昨年度までに

約31億円を借り入れ、事業を行ってまいりました。

このように合併特例債と過疎債があったからこそ大型の事業に着手しながらも、安定的な財政運営ができたと考えております。今年度からは住ノ江漁港整備の工事に本格的に着手し、来年度以降は筑後川下流土地改良事業の2回目の繰上償還、広域で行いますし尿処理施設や葬祭施設の更新など、大型の事業も控えております。本年3月に策定いたしました第1次白石町行政経営プランでは、町民の皆さんの力を生かしてもらいながら、継続して町の将来への投資を行っていくこととしております。今後も健全な財政運営を保ちつつ、合併特例債と過疎債を有効に活用して事業の進捗に努めてまいりたいと考えております。

次に、償還計画でございますけれども、今後5年間で平均で1年当たり約17億円の償還予定となりますが、そのうち70%の約12億円が交付税に算入され、残る5億円は減債基金を充当し、償還金が財政運営を圧迫しないよう計画的な償還に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○内野さよ子議員

合併特例債の使い方については資料の3を出していただいて、さまざまな事業に使われているというふうに思いました。合併特例債については今お話があったように、過疎債についても後で70%が算入されるということで、返済計画も17億円の毎年1年ごとの返済があるけれども、そのうちの12億円が算入をされるということでかなり有利なものだというふうに思っています。これらのことについては、いつまで続くかというのであれば疑問でありますけれども、今現在13年が経過をしておりますけれども、大変活用しながらやっていかれていく必要はあると思っております。

そういったことではありますが、ただ特例債といえども、これは借金ですよ。70%返るといっても借金です。毎年の返済もありますので、これ以上膨らむと大変なことにもなるかもわかりません。それはバランスをとりながらやっていただいているということを確認をしました。あと12億円が戻ってくる、あとの5億円については減債基金から少しずつ使いながらやっていくという答弁であったかのように思います。

そういったことで、幾ら有利としても財政が、先ほども町長も言われましたが、健全でなければならないということで、財政の健全化を示す指標として健全化判断比率及び資金不足比率というようなものが毎年出されています。これは県等に報告をされる分だと思っておりますが、そういうようなことも含めて、その数字によって大丈夫だという確信が持てるような数字なのかどうか答弁をお願いします。

○田島健一町長

健全化判断比率及び資金不足比率はどのようになっているかというお尋ねでございます。

平成29年度決算に基づく健全化判断比率には実質赤字比率、連結実質赤字比率がございますが、いずれも赤字はございませんので計上する数値はございません。実質公債費比率で前年度比0.6ポイントの上昇の7.5%、将来負担比率で前年度比11.6%の上

昇の15.8%になっておりますけれども、いずれも健全化基準内におさまっており、健全な状況であると考えております。

なお、この数値につきましては、県内20市町の中では中位に位置しておりますので、他市町と比較いたしましても健全性は保たれていると考えているところでございます。

また、公営企業会計に係る資金不足比率につきましては、水道事業、農業集落排水特別会計、特定環境保全公共下水道特別会計については健全度を判断するものですが、計上する数値がございませんので、いずれの会計も健全な状況でございます。

以上でございます。

○内野さよ子議員

特例債にしましても、過疎債にしましても限度額というのがありますので、それ全部使ったらいいのかという問題ではありませんけれども、借りるものと使うもののバランスをとって健全化比率にもきちっと対応していただくように、今後も努めていただきたいものだというふうに感じたところであります。

では、一体化について質問に移りたいと思いますが。

合併後は新町の一体化が大きな課題であったかと思っています。旧町意識が残存することにより、いつまでも住民交流がなかなか進まなかったことはないのかであるとか、各種スポーツ行事などを統一することにより交流を促進されてはいますけれども、町民の方々と話をする限り、まだまだ旧町意識を払拭するまでには至っていないような気がしています。

また、議員や職員の減少に伴い役場が遠くなったとか、行政に住民の意見が届かなくなったというような関係が気薄になったという声はないのかというようなことです。役場に相談をしづらいようなこともなかったのか、いろいろありますけれども、これまでの新町の一体化に対する取り組み状況についてお願いします。

また、田島町長が就任をされてから住民へのアンケートや各種団体などの対話を通して、合併による住民の意識や地域の変化を町長はどのように感じておられるのかということもあわせて、お願いをいたします。

○田島健一町長

新町の一体化に対する取り組みについての御質問でございますけれども、平成17年1月に合併して8年間につきましては、前任者片渕町長様が取り組んでこられました。その後を私が踏襲して取り組んでいるところでございますので、以前のものも踏まえましてお答えをしたいというふうに思います。

新しい白石町となって、まず優先されたことは合併協定に基づく取り組みでございます。その中でも庁舎の建設については、先ほども御答弁申し上げましたけれども、新しい町の一体化のためには必要不可欠なものとして最優先に取り組まれております。また、新庁舎の完成に伴い支所の廃止なども同時行っておりますが、これについてはコミュニティタクシー運行事業の見直しを行い、地域デマンド型いわゆる予約制いこ車を導入し、町内のどの地域からでも御自宅から役場までお越しいただけるようにしております。このほか、旧町間を結ぶ町道などを合併支援道路として合併特例債を

活用した整備や公共的団体の統合を行ったことによる一体化、またスポーツ行事では町全体の大会を開催するなど、町民の方々が心身ともに交流できるような事業を行っております。これらの事業を行うには決して町だけではなく町民の皆さんの御理解と御協力がなければ実施できないものと考えております。このため、各事業を実施する際の会議の開催や個別に説明を要する場合など、可能な限り地域に出向くなど最大限の対応をさせていただいております。

町民の方の意識や地域の変化をどう感じているかとの御質問でございましたけども、私自身1期目は旧町の壁をなくそうと町民の皆様と膝を突き合わせて話す機会をつくり、総合計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略も町民の皆様と一緒に策定してまいったという思いがございます。町民の方々からお話を聞くとき、以前は白石は、福富は、有明はという言葉で話し始める方が多かったですけど、最近では白石町ではという言葉で話し始める方が多くなってきたというふうに思います。旧町間の垣根は薄れてきているのかなあという実感は、私にはございます。

さらに、今日では、町としてまして用排水路を防災機能の施設として活用すべく、大雨が予想される場合には防災行政無線等を利用いたしまして、水路の水を落とすようにお願いをしております。水は上から下へ流れるものでございまして、これまでいろいろな支障があつて、うまくいっていなかった排水が、現在では部落間や旧町境の垣根を越えて対応させていただいております。地域の安全、防災という面からも、以前に比べて大変よくなっていると感じているところでございます。

以上です。

○内野さよ子議員

合併直後から支援道路のことを先ほどおっしゃいましたが、かなり支援、旧町間のところをやられたという記憶があります。そういった面で支援道路もかなりよくなってまいりました。公共的団体についても、各団体です、商工会とかいろいろありますが、そういうところの団体も3町が統合することによって、かなりいろんな面で交流ができていたんじゃないかと思えます。

最後に言われていた排水路の問題、無線によって皆さんに呼びかけて、垣根を越えて用排水路の問題に取り組むというようなことについても、かなりよくなってきていると思います。嘉瀬川ダムの建設によってこちらの白石町に流れてくる水のそういうようなことも、いろんな変わり目であったということで、よくなってきたのかなあというふうにも思っているところです。

そういうようなところでありますが、各事業とも今後もずっともう、これは大きな永遠の課題ですので、町民の目線によって事業を推進していただくようお願いをしたいと思います。ということで、一体化については終わりたいと思います。

5番目ですけども、合併後に先送りをされていた課題についてです。浮き出てきた課題もあるかと思っています。

では、先送りをされていた課題については、主に空き家対策、交通弱者対策、結婚支援、移住促進、土地利用計画、NPO、住民協働が考えられますが、これらの課題に対してはどのように取り組んでこられたのか。

また、想定していなかった課題や合併後に浮き出てきた課題もあるかと考えます。公共施設の適正化配置、学校の統合、ふるさと納税、道の駅、まち・ひと・しごと創生総合戦略などが考えられますが、これらの課題に対してはどのように取り組んでいくのか。その点について、こま目にはいいですけども、大まかにこの点をやっていきたいというところをお願いします。

○田島健一町長

新町まちづくり計画は、合併して新町を建設していくための基本方針を定めるとともに、これに基づく計画的な施策及び主要事業を定めておりまして、これらについては先ほども説明いたしましたとおり、総合計画に継承しております。議員が言われます空き家対策や結婚支援など、社会情勢の変化などにより生じた問題については、総合計画へ主な取り組みとして追加するとともに、まち・ひと・しごと創生総合戦略にも掲げ、現在取り組んでいるところでございます。

また、計画的な土地利用の推進として、白石町国土利用計画の策定や地域活動の推進及び協働体制の確立など、これらについては策定済みあるいは現在取り組んでいるところでございます。

さらに、公共施設の統合整備につきましても、平成29年3月に策定しております公共施設等総合管理計画などを踏まえまして、適正に維持管理をしていきたいというふうに考えているところでございます。

このほか、想定していなかった問題が生じたときなどにつきましては、状況に応じ臨機応変あるいは慎重に対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○内野さよ子議員

いろんな課題が出てきているものと思っています。その中でも、町長答弁最後にされましたけれども、公共施設の総合管理計画、これもつくられました。つくられはしましたけれども、これについては個別の計画であるとか、今後いろんな問題があります。それは行政だけではなくて町長の皆さんと一体となって施設の統合とか、そういう縮小とかについては、とりあえずは目標というのは、いろんなものがたくさんあるけれども、量を減らして質を目指すというような、そういう取り組みだと思えます。たくさんある施設を少なくして、サービスをよくしていくという大きな目的がありますので、いかに縮小になってもサービスの低下を招かないように皆さんと一緒にやってつくり上げていくものだと思いますので、施設整備管理についてもよろしく願いをしたいと思えます。

では、最後になりますけれども、合併の評価というのは、長期的な視点で評価されるべきと考えています。これから地方交付税の縮小とともに、少子・高齢化により厳しい現実が待ち構えています。しかしながら、拙速な改革であったり、財政の縮減ばかりを行ってはいけません。魅力あるまちづくりというのができるとは思いません。若者たちが白石に住み続けたいと感じる魅力あるまちづくりであり続けるためにも、合併特例債のある今、継続されているこの間に積極的なまちづくりへの基盤整備も必要では

ないかというふうに考えます。これからの数年間というのが合併のよしあしを決めるような期間となるのではないかというふうに、総務の中でも話をしていたところでありました。そういうようなところで、その点について、魅力あるまちづくりについてということで答弁をお願いします。

○田島健一町長

国立社会保険・人口問題研究所の資料によりますと、白石町の人口は減少傾向にございまして2025年には2万572人、2030年には1万8,941人まで減少していくと推計をされております。人口減少が地域経済の縮小を招き、加えて若者の町外流出や町の活力衰退につながるきっかけとなってしまうことは否定できないところでございます。このことから、町といたしましては人口減少のスピードを緩めるために、先ほどから何遍も発しておりますけれども、平成27年11月に策定いたしましたまち・ひと・しごと創生総合戦略、これの着実な実行を、まずは最優先に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

また、まちづくりの基盤整備などにつきましては、白石町国土利用計画を念頭に防災・減災、生活環境の改善、公共施設の配置の見直しなど、効率的な土地利用を図り、地域における町民の皆様の生活が持続可能で豊かなものになるよう取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○内野さよ子議員

最後に答弁をされました持続可能というのは、とても重要なことだと思っています。質問の中あたりの申し上げましたけれども、合併特例債が今継続をされているわけです。この特例債も10年であったものが5年延長、そして今また5年延長するかのようになっていきます。そういった状況の中で新しいものを取り込んだり、夢のある事業なども必要なことではないかなあというふうに思っています。

本日、後ろを見ますと若い世代の方が多く見えていただいています。この方たちが私たちのように50代、60代になったときに、あっ、こがんやったねと思うようなことになるところがあるかと思いますが、そういった楽しいまちづくりも必要なことではないかと思うんです。そういったときに、先日から言われているように、ちょっと役場の中で以前ありましたけれども、入庁10年未満の若い職員さんたちに政策立案研究会をやっているということを知って、非常に頼もしいと思いますし、本当期待を持っているところではありますが、その内容についてはまた別のときに質問をしたいと思っておりますけれども、そういった若い人たちが夢を持って、希望を持ってできるようなまちづくりというようなことも必要じゃないかというようなことを考えまして、魅力あるまちづくりで町長はリーダーとして、どのようなまちづくりを考えておられるのかということをお聞きしています。

人口減少というのは確実に進むと言われております。先ほども人数のことを言われましたが、確実に進みます。それは白石町だけではありませんので、余り悲観をすることがないようにですが、これを緩やかにすることは町次第だと思っています。そうい

ったことで、町長が思うまちづくりというのは、大変なことですけども、おっ、この町に住んで幸せ感を味わうにはどうしたらいいのか、一人一人の不満を行政としてすることはなかなか難しい面もありますけれども、幸せねっと思う高齢者の方々とよく話をする機会がありますが、あっ、町長が来てくんさったとか、行政の人が来てくんさったあとかという言葉言葉の中には幸せ感を味わうようなことがよくあります。そういったことで、きょうお見えになっている若い方たちとの対話とか、職員の若い皆さんの政策立案の勉強会もされていますので、どんどんそういう中で町長として考えていってほしいなあというふうに思います。その点で魅力あるまちづくりについて再度質問したいと思いますが、いかがでしょうか。

○田島健一町長

議員が申されますように、人口減少が進む中、白石町に住んでよかったなあと言ってもらえるような、先ほど答弁いたしました、まち・ひと・しごと創生総合戦略の着実な実行に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

町民と向き合ってほしいということでもございましたけども、私できる限り出向き、お話を聞かせていただいているつもりでございますけども、今後も機会があれば地域のいろんな行事等にも出向き、町民の皆さん方の生の声を直接お聞きしたいというふうに思っております。

また、団体やグループの方々と対話を行う町長と夢トークというのも昨年から行っておりますけども、これも進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○内野さよ子議員

積極的に、町長は以前県庁の職員であったということもあって県のほうとのパイプもいろいろありまして、県のほうも、それも大事なことです。まずは町民目線で町民の方々と話し合い等も、対話をしていながら、先ほど言われました町長と夢トーク、そういうようなことを回数を重ねて、単純なことかもわかりませんが、一つ一つを町民の方との話を進めてほしいなあというふうに思っています。

夢のあるまちづくりというと、お金もないのに非常に難しい面もあるかと思いますが、実は以前、平成28年9月議会でしたか、同僚議員であります片渕議員がこういうようなことを御質問されたことがありました。佐賀農業高校、白石高校と白石には2つの学校があつて、このように小さい町に高校が2つあるのは珍しいというようなことで、私も思うと、白石町の駅には、白石町内には昼間は若年者の方が非常に多いんじゃないかなあと、白石町にとっては思っています。そういったことで質問をされたのが、その一帯に農業の町白石町に日本一、いや東洋一の国際学園都市をつくったらどうかという質問をされたことがありました。今回も総務常任委員会で勉強会をするときに、そのくらいはしてもらいたかなねえと、夢のような話でありますけれども、現に佐農の方も白石の高校生の皆さんもよく挨拶もされているようですし、町民との中に溶け込んでおられます。そういったことについては、今はどうかというようなこ

とを感じているところであります。どうでしょうか。

○田島健一町長

議員が申されますように、佐賀農業高校につきましてはSGH、スーパーグローバルハイスクールに指定されて、グローバルなリーダー育成に取り組みをされていると認識をいたしております。また、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中におきましても具体的施策の一つとして農業系の教育研究開発機関の誘致をうたっているところでございます。このことにつきましては、先ほど御紹介ありましたように、平成28年9月議会でも答弁をさせていただいており、県に対しまして既に相談、協議もさせていただいたところでございます。今後も引き続き調査研究なども行いながら、県にも働きかけをしてまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○内野さよ子議員

こういうことは、今ちょっと言われましたが、SGHのスーパーグローバルハイスクール、これは現に佐賀農業高校の皆さんが海外に出向いていたり、あるいは海外の皆さんといろいろ交流をされています。農業を学ぶために白石町の中においでいただいています。それから、こういう国際都市ということですが、今現在日本語養成講座というのがあったりしまして、外国の方が県内でもたくさん、150人ぐらいの方々が白石町内にも住んでおられます。そういったことを含めて、ひょっとしたら、これは総務の中で話しましたが、そういう方たちとの交流をすることによって、食べ物のお店に発展をしたりとか、そういうこともできるのではないかとかということも話したりしました。

そういうようなことで国際学園都市、そういうようなことも申しあげましたけども、近い将来そういうことも含めて県のほうにもどんどんアタックをしていただき、しかもまち・ひと・しごと創生総合事業の中にもそういった高校との連携あるいはいろんな産業との連携とかというのをしています。そういうようなものも含めまして、ぜひ実現できるようにしていただきたいというふうに思っています。何もお金がたくさん要るわけではないような事業もたくさんできると思っています。

そういった意味で、今しないといつやるんだというようなことになると思います。今、本当合併から13年経過をしましたので、今できることを今やっていく、今思ったことをやっていくというようなことが町民の皆さんに不安感を与えず、いいまちづくりに向かっていけるようにできればというふうに思っているところです。

あと、もう最後になりますけれども、先ほど私が質問の中にこれから町をどうしていくかというときに、地域の中に住んでいて、地域の中でいろんな自分の役目を果たしながらボランティアをしたり、地域のまとまりをつくっていくということが非常に大事なことだと思いますが、地域づくりをやっているとか、そういうようなことも必要ですので、行政としても主導的にやっていかれたり、今もう計画は始まっていますが、そういうようなことも含めて地域の皆さんが自分の仕事のモチベーションを持って、楽しく過ごしていかれるようになりたいなあというふうなまちづくり

を思っているところであります。

最後になりますけれども、さっきも言いましたけれども、20年後、30年後に後ろにいらっしゃる20代、30代の皆さんたちも、それから今の小学生も中学生も、ああ、今は余り町のことは思っていないかもわかりませんが、私たち自身もあのととき合併してよかったですねえっと、本当に思えるようにしていただきたいと思います。

私自身、合併協議会というのがちょうど15年ぐらい前から始まりましたが、傍聴にほとんど全てのものに行きました。最初6町でしたけれども、3町になりましたけれども、3町合併の協議会、本当に皆さん方努力をされて、ここまで来たところでありましたので、今後のまちづくりのために町長リーダーシップをとって、何か先ほど言った10年未満の若い方たちの御意見も取り入れながら、どんどんやっていただきたいと思います。あと5分ありますので、その10年未満の皆さん方に期待するところが何かありましたらお願いします。

○田島健一町長

いろいろと御質問をいただいたわけでございますけれども、先ほど町職員数のお話もございました。町職員数がますます減りまして、組織のスリム化を進める中であつても、町民の皆さんからは職員の資質の向上と、やっぱり役場は何ぼしょっかいというようなことがないようにしていかないかんというふうに思っております。

そこで、第2次の白石町人材育成基本方針というのがございまして、これに基づいて研修を行っておるところでございます。その中で役場職員として採用され、まだ10年未満の若い職員5人が1組となってチーム編成、いろんな部局からの集まりでございまして、チーム編成をして一定期間内で政策立案の研究を行っていただいているところでございます。平成27年から既に3カ年が経過して15人が研修をしております。今年度も5人が研究、研修を行っているところでございます。

ちなみに、昨年度は災強の町白石を目指してというテーマで研修をやったんですけども、災強とは、これ語呂合わせ、当て字なんですけれども、災害に強いという二文字、この言葉の二文字で災強とってしているわけでございますけれども、報告書も出されました。報告書の中で政策提言もしていただきました。その中の一つとして、白石町避難所運営マニュアルの作成それと避難所開設運営の研修、訓練の実施、こういうことにつきましては今年度より具体的に町の業務にも反映をさせて、利用させていただいております。このように、自分の担当している仕事以外にチーム組んでいろんな研究をしてやっているというのを御紹介をさせていただきました。

○内野さよ子議員

行財政のことについて13年間のいろんな仕組みとか、どういうふうにやっているのかということをもとめたわけですが、これからもまだまだ町はずうっといろんな課題に取り組んでいかないとはいけません。今、合併後何年、それからさらに10年とかって年数がたっていきますのでいろんなことがあると思いますが、そういう若い方々の力をかりながら、また管理職の皆様方も行政も議会も、それから町民の皆さんのお声も大いに反映をしながら、白石のまちづくりを行っていくことができればいいんじゃない

いかなというふうに強く思ったところでした。

これで質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○片渕栄二郎議長

これで総務常任委員会代表質問、内野議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

10時28分 休憩

10時45分 再開

○片渕栄二郎議長

会議を再開します。

次の通告者の発言を許します。吉岡英允議員。

○吉岡英允議員

質問に先立ちまして、西日本豪雨災害にて被災された皆様また昨日の猛威を振った台風21号にて災害に見舞われた皆様に慎んでお見舞いを申し上げます。一日も早い復興、復旧を願う次第であります。

さて、議長の許可を得ましたので、通告したとおりに大きく3項目について一般質問をさせていただきますと思います。

まず、第1項目めには国道207号線における交通事故の安全対策についてであります。

本町を大きく東西に分けている国道207号線について少しお話をしてみますと、起点は佐賀県佐賀市から終点は長崎県西彼杵郡土岐町であります。延長112.3キロメートルでありまして、そのうち本町は約10キロメートル南北に町を二分するかのようになっている主要幹線道路であります。

そこで、持ち込み資料を見てください。この資料でございます。

これは、白石警察署の所轄在地連絡協議会のときいただいた資料であります。この資料を見ますと、赤丸がついておりますけれども、上のほうが六角川の線でございます。その並行して点が横に並んでいるのが県道36号線であります。武雄福富線でございます。その下、海岸線がございますけれども、海岸線と並行して走っているのが国道444号線でございます。それと、ちょうど中ほどに走って、赤丸が多く点在しているのが国道207号線であります。これは人身事故ですけれども、これは車と車の衝突事故も含めての人身事故の数であります。そうしたところ、207号線においては約50件ほどの人身事故が発生しているのが、この図でよくわかります。

また、私の住んでいる近くの国道207号線で人と車の接触事故の死亡事故が発生をしておりましたので、平成27年3月議会にてこの質問を前もしておりました。そのときの質問した理由は、平成26年に斎場前付近にて国道横断による死亡事故が1件発生し、約5カ月後の翌平成27年にも郵便局前にて横断による死亡事故発生したからであります。

最近は、大きな事故等のうわさは聞いておりませんでした。ついこのごろ、ことしの4月中旬ごろに国道207号線沿いにお寺がありますけれども、そのお寺前付近から

反対側に高齢の女性が歩いて横断中に自動車と接触をされ、人身事故が発生をしております。死亡には至らなかったわけなんですけども、重傷を負われる事故が発生をしております。

平成27年3月議会においては、2件の高齢者の死亡事故を受けて質問を行っていましたが、再度あわや死亡事故という人身事故が発生をしましたので、1点目の質問として国道207号線の歩道橋付近における交通事故の状況とその原因についてのお尋ねと、そのうち高齢者の事故の主な原因についてお尋ねをいたしたいと思っております。

また、資料要求をしておりましたので、あわせてお願いをします。

○松尾裕哉総務課長

歩道橋付近の交通事故の状況でございますが、まず資料を提出をいたしております。その内容について説明をさせていただきますが、ケーブルワン白石営業所からAコープの間の207号線の人身事故の状況でございます。

平成24年から29年までの表を掲げておりますが、人身事故件数、これにつきましては車同士の事故それから歩行者と車の事故ということで、24年から29年までで合計63件の人身事故が発生をいたしております。そのうち、歩行者と車の人身事故につきましては、その24年から29年の間に4件発生をいたしております。先ほど議員おっしゃいました当時、平成30年4月にも1件の事故が発生をしております。計5件の発生というふうなことでございます。そのうち、歩道橋付近で発生したと確認ができております事故に関しましては、議員先ほど申されましたように、平成26年8月20日と平成27年1月27日に死亡事故が発生をいたしております。どちらも75歳を超える高齢者の方が亡くなられております。

なお、車同士の事故に関しましても、白石町内事故の件数が多いものについては、追突事故が多いというような状況でもございます。

それでは、先ほど高齢者が亡くなられたというようなことで人身事故があつておりますが、事故の原因に関しましては横断歩道のない場所を横断中の歩行者が車にはねられた事故でございます。いろいろ要因が考えられると思っております。国道の車の速度の出やすい場所を横断されていたことが主な原因ではないかというふうに考えております。

事故現場につきましては、横断するには10メートルほど渡らなければならないことになっております。高齢者の方ですと10メートルを横断するには約10秒ほどはかかるのではないかなと思っております。時速60キロメートルの車は10秒間で約170メートルほど進むということで、事故現場から、先ほど言いましたケーブルワン白石営業所があります大戸交差点までは150メートルほどありますので、横断の際の左右確認では認識ができなかったのではないかなと思っております。その認識ができずに横断されていたのではないかなということが推測されております。

以上でございます。

○吉岡英允議員

ありがとうございます。

もう一つ、私事例を申し上げたいと思いますけども、先ほど課長のほうは約10メートルの道幅があるということをおっしゃいましたが、私も調べてみたところ、1車線5メートルで合わせて10メートルほどの幅がございます。そうしたところ、10年ほど前の事例ですけども、これは人身事故でございませぬので、多分カウントはされていないと思いますけども、私の近所の方が一応左右を確認をされ、今度は自転車です、自転車に乗られて、左右を見られて出られたかと思っておりますけども、その道幅が広いがために、もう途中で車が来よったもんで慌てて自転車から飛びおりたというふうなことでけがをされて、足の骨を折るというふうな大きなけがをされております。実際は車との接触事故じゃないですので、事故としての処理はされてないというふうなことをお聞きをしておりましたけども、そのせいで今もつえをついて歩いておられるというふうな事例もございませぬ。

そうしたことを踏まえたところ、とにかく前回の3月議会にも質問をしましたが、このケーブルワンからAコープの間は歩道橋がございますけども、横断歩道がないというふうなことで、自転車等々渡るところが全然ないというふうなことを踏まえて、再度御見解のほどをお聞かせ願いたいと思っております。

○松尾裕哉総務課長

平成27年3月議会の折に議員さんから御質問があつておりました横断歩道というふうなことでございませぬけども、基本的にはあそこには歩道橋がございますので、歩道橋を利用していただいたほうが一番いいですが、今おっしゃられたように自転車等々では渡れないというふうな、高齢者の方は特に渡れないというふうなことがございませぬ。それで、基本的には国道につきましては、207号のような主要国道につきましては交通量が多いため自動車のほうの通行を優先させないと、途中で横断歩道等を設置した場合に特に危険が発生するというふうなことで、警察の方からの見解につきましてもそのようなお答えをいただいておりますので、なかなか主要国道のほうに信号機がある交差点同士の中の、また中の途中で横断歩道を設けるというふうなことはなかなか難しいというふうな状況だというふうなことでございませぬ。

以上です。

○吉岡英允議員

そこで、再度お尋ねしますが、高齢者の事故の主な原因は具体的に何だというふうなことで、何か回答願えんでしょうか。

○松尾裕哉総務課長

高齢者の方の事故についての具体的な内容につきましては、そこまで私どもで今のところ詳細については把握はいたしてございませぬ。

以上です。

○吉岡英允議員

そしたら次に、2点目の質問に行きたいと思っておりますけども、現在の歩道橋の状況と

利用される方々の安全対策についてのお尋ねをいたします。

資料要求も、これもしておりましたので、あわせてよろしく願いいたします。

○松尾裕哉総務課長

白石郵便局前の歩道橋でございますが、県の杵藤土木事務所に確認をいたしました。それで、杵藤土木事務所の御回答といたしましては、資料にありますとおり、建築年度につきましては平成8年10月に今の歩道橋は建築をされているということでございます。ただ、当初、どれぐらいのときに歩道橋が建ったかということをお白石町の町史を見てみましたところ、昭和43年に設置がされているという記述がございました。ですから、当初は昭和43年に設置をされて、今としまして平成8年10月に新たにまた今の歩道橋が設置されたのではないかなというふうに思っております。

それで、その後平成8年10月以降には特段今の歩道橋を改築とか、塗装とかというのはあっておらないようございまして、耐用年数につきましても一般的に橋梁は50年から60年までというふうなことをお聞きをいたしております。また、減価償却資産の耐用年数表では、主要構造物が鉄筋コンクリートであれば60年、鋼構造物であれば45年というふうになっておるということでございますが、これも杵藤土木事務所からの御回答といたしましては、その白石の歩道橋の耐用年数については、確定した年数についてはないというようなことが御回答をいただいております。

以上です。

○吉岡英允議員

今、歩道橋についての説明は受けましたけども、安全対策についての説明は受けておりませんので、また再質問というような形でお答えを願いたいと思います。

白石町史のことを言われましたけども、私も町史のことを調べてみましたところ、昭和43年、1968年に、これ町史の写しなんですけども、白石バイパスに陸橋ができるというふうなことで書かれております。そうしたところ、土木事務所の回答は築年数が平成8年、1996年というふうなことの回答を得たというふうな、今、御答弁でございましたけども、今から22年前のことなんですけども、記憶をたどりますと陸橋の改修工事は確かに私は記憶をしております。ただ、基礎等とその大幅な基礎を掘り上げて鉄橋をつくり直すというような工事はされてないと、私は記憶をしております。というのが、これはもう20年前というたら、長崎に行く本線ですのもう交通量はものすごく多くなっておるとお思います。そうしたところ、交通どめをされて、そういうふうな横断歩道をかけかえるというふうな工事はされていたような記憶がございません。確かに防護柵ネットとか安全ネット、その辺をかけられて作業をしているのは重々覚えてはおります。

それで、私はこれは基礎工事等はそのままにされて、改築をされたんじゃないかなと思います。というのが、これはまた白石の町史の陸橋ができるというふうなことの写真なんですけども、これを見ますと、手すり等々の構造は、確かに今の現物とは変わっております。もとは内手すりはなかったんですけども、今の現状では内のほうにまた手すりがついております。それで、上のほうの上部の改築と塗装の色の塗り

かえをされたんじゃないかなと私は思いますけども、その辺についての御見解を再度お願いしたいというのと、安全対策について再度御答弁をお願いします。

○松尾裕哉総務課長

先ほど平成8年10月ということで杵藤土木事務所のほうに確認をしまして、今の担当者の方も、いわゆる回答データとされましては平成8年10月に竣工しましたということで、塗装については平成8年8月に塗装がされているということで、歩道橋のところにも銘板といいますか、そういうのが書いてありました。それで、それ以上のことは、例えば基礎からかえたのは、基礎を残して工事をされたのかというようなことは、県においても不明な点がございましたので、はっきりどの程度の工事改修があったかということについては、今のところわかっていない状況で、私どもとしましても県の回答をされたことの内容しか把握しておりませんので、現時点ではそのような回答とさせていただきます。

それとあと、歩道橋を利用される方の安全対策についてということでございますが、歩道橋の点検を一応県のほうでされておりまして、歩道橋の点検が平成30年、ことしの2月に点検を実施をされておりまして、点検につきまして、結果としては今のところ問題はないというようなことだったようでございます。

また、安全対策につきましては、あの歩道橋につきましては、白石小学校の約100名の児童が通学路として利用をされておりまして、それで、白石小学校では歩道橋で事故が起きないように、また階段を踏み外したり、滑らないために走って利用されないようなこととか、雪の日には危ないために利用しないように、保護者さんとか学校の方が実際に現場に立って誘導されまして、大戸の交差点のほうを渡るようにというようなことで指導されておって、小学校の児童につきましては、そういう安全対策がされている状況でございます。

以上です。

○吉岡英允議員

あと2点聞きたいと思いますけども、1点は、その基礎工事の工事をされていないというふうな、その確認をしていただきたいんですけども。というのが、今耐震をよく言われまして、学校関係とか、体育館関係全部、公共物は耐震の補強をされておりまして、それで、もし基礎工事をされていないと考えた場合、私もその耐用年数を調べてみたところ、ここに公共物の耐用年数表が、私も持っていますけども、これを見ますと、橋梁の横断歩道を含む鋼製の全金属製の耐用年数は45年というふうなことで、今実際、昭和43年という数字を申しましたけども、それを踏まえたところ築50年たつ横断歩道であります。それで、そこの辺を再度、この場では結構ですので、調べていただいて、どういうふうなことをされたのか、再度また詳しく調べてもらいたいというふうなことで申し伝えます。

それと、安全対策についてですけども、もう一つ、先ほど手すりの件を私は申し述べました。そしたら、1つ、これ建設課の維持係のほうに、私はことしの4月、5月ぐらいにおつなぎをしておりましたけども、これも私の近所に住まわれる方の足が御

不自由な方でございます、その方が国道の向こう、郵便局側に渡りたいために歩道橋を登ったというふうなことでございます。足が悪いもんで手すりを伝ってずうっと上がられたそうなんですけども、一番上に上がられたところに、もう階段が終わるところで手すりが切れております、ぷつっと。そうしたところ、横断するためには平場のほうに足をもう一步上げんならんですよね。その上げるところにもう手すりが切れとるもんで、どがんしても足一步が前に出ることができなかったということで、もう二度と私は横断歩道橋に登りたくないというふうなことで、手すりの改築が少しできんやろかというふうなことで申されましたので、建設課のほうに私は多分おつなぎをしておいて、いまだ土木事務所のほうから回答が来ないというふうなことでございました。

そして、私も手すりの構造上を調べてみましたところ、階段を登られて60センチ程度の水平部分の手すりを設けなさいというふうなことで書かれておりますので、これも土木事務所のほうにおつなぎをさせていただいて、どうなのかというようなこと、また改築年度が平成8年、1996年というようなことで今御答弁をいただきましたけども、その後平成18年6月に高齢者、障がい者等の移動等円滑化の推進にかかわる法律というようなことで、これバリアフリー新法の制度ですけども、それも制定されたことから改修をしていただいて安全に、障がいをお持ちの方も登って反対側に渡れるようにしていただきたいものだと申しますけども、それに対しての御答弁をお願いしたいと思います。

○喜多忠則建設課長

御指摘の件につきましては、4月12日だったと思いますが、早速、管理者である杵藤土木事務所に現状の写真を添えて、手すりの改善要望をいたしております。土木事務所が管理いたします杵藤管内の歩道橋、これが5箇所あると聞いております。この5箇所の手すりの設置状況や、また構造や形状など歩道橋の状況を踏まえ、検討したいということで、そのときはございました。その後、土木事務所からの回答はありませんので再度確認いたしまして、速やかに報告をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○吉岡英允議員

よろしくお願いいたします。

次に、3点目の質問に行きます。平成27年3月議会において高齢者が歩道橋を利用することが難しいため、歩道橋にわかる横断歩道の必要性についての質問をしたことに対し、関係機関と一緒に検討する旨の答弁でございました。これまでにどのような検討をされてきたのか、お尋ねをいたしたいと思っております。

○松尾裕哉総務課長

これまでの検討状況でございますが、白石郵便局前の歩道橋につきましては、先ほど申しましたように、平成26年8月に死亡事故がございました。その死亡事故がございましたので、その後地元の区長さんとか、県警本部、白石警察署それから

杵藤土木事務所との現場点検、それから歩行者の利用数と利用状況、先ほど申しました白石小学校が100名程度渡っているような状況等を調査を実施をいたしたところでございます。その結果、歩道橋付近に横断歩道や信号機を設置することによって、交通事故が増加することが懸念されたということで、現在は横断歩道のない場所からの横断をしないようにということで、指導を行っていくこととなっております。

27年3月に御質問がございました横断歩道橋にエレベーターの設置というようなことの御質問もあっておりましたので検討をさせていただきましたが、両方とも2基つけるような状況になりますので、そのような状況になると2基設置した場合大体数千万円ぐらいかかるというような、当時のエレベーターの点検会社からの数字としてはそういう数字が出ておりましたので、多額に費用がかかるのでちょっと難しいのではないかなというようなことで考えられたところでございます。

信号機のある交差点の近辺に横断歩道を設置しますと、信号機待ちで停車中の車の間から横断することになります。横断中の歩行者に気づかず停車しない車が逆にふえて、危険性も出てくるのではないかなということで当時考えられております。それで、大戸交差点負担のa uの店がございしますが、そこにもともと横断歩道がございましたが、そのような、ただいま申し上げました理由により、その横断歩道は撤去されたというような経緯がございします。

それから、例えば歩道橋を撤去しまして信号機付きの横断歩道を設置するという方法もございしますが、信号機から信号機までの距離が近いということで渋滞することが考えられ、このことによりまして追突事故の危険が増すというようなことで考えておりました。それで、白石中学校付近には信号機が2つついている交差点がございしますが、白石中学校の交差点付近については、追突事故が多いというような今現状でございします。

以上です。

○吉岡英允議員

今、少し言われましたが、例えば歩道橋をなくして横断歩道と信号機というふうなことも言われましたけども、現在まだ子供たちが通学道路というふうなことで利用をしております。ただ、一番言いたいのは歩道橋の耐用年数をよく調べていただいて、もし仮に基礎工事等がそのままいじられてなかったもので、耐用年数が築45年過ぎておったよというふうなことになるれば、ちょうどあそこは郵便局もございまして、とにかく利用者も多くございします。それで、誰でもが、例えば高齢者の方、ベビーカーをお押しの方、障がいをお持ちの方が国道を安心して渡れるような構造をするべきということをお願いしたいと思っておりますけども、そこを再度御答弁願えるでしょうか。

○松尾裕哉総務課長

今、横断歩道橋がございしますので、基本的には車と人を分離して横断歩道橋を渡っていただくというのが一番安全な方策でございします。それで、今申されましたように、耐用年数が過ぎて、もし取り壊されるというような状況が発生した場合は、そのときにつきましては一番安全な横断歩道、例えば歩道をもうつくらないのいいのか、大

戸交差点を渡ったがいいのかというようなこともいろいろ考えられることがあると思います。それで、私ども町だけでは解決される問題でございませんので、警察とか土木事務所それから公安委員会等の意見等をお尋ねしながら取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

○吉岡英允議員

そしたら、また、とにかく安全に横断できるような方策でお願いしたいというようなことで、続いて2項目めの質問に行かせていただきます。

2項目めの質問として、高齢者のごみ出し支援についてのお尋ねであります。

質問に入る前に、これも持ち込み資料を持ってきておりますので、持ち込み資料を見ていただいでいいでしょうか。この資料であります。これは、東広島市が昨年10月から始められたふれあい収集と銘打って、戸別のごみ収集を始められております。皆さんふれあいの意味は御存じでしょうか。ふれあいとは接触し、心を通わせることでございます。この言葉を頭に入れてもらって、持ち込み資料を見ていただきたいと思っております。これは、とにかくごみ出しを自力で行うことが困難なおひとり暮らし等の高齢者や障がいのある方を対象に戸別の収集を始めるよというふうなチラシであります。中は各自見ていただきたいと思っておりますけども、一番あれは、希望に応じて収集の際に声かけによる安否確認を行うというふうなことで東広島市は始められております。

そこで、1点目の質問ですけども、家庭ごみを地域のごみステーションに持ち出すことが困難な高齢者や障がい者を対象にごみの戸別収集を行っている実態がございません。戸別収集とあわせて声かけ等の安否確認を行うことで、住みなれた地域で安心して暮らせる環境づくりに大きく寄与されております。また、本人の体調や緊急時の対応についても、収集作業員との連絡体制も構築をされており、福祉とも連帯したよいシステムであると認識をしております。本町においても見守りが必要な老人世帯が増加をしていくものと考えられ、このような事業に早急に取り組んでいくべきではないか、お尋ねをいたしたいと思っております。

○小池武敏生活環境課長

それでは、私のほうからお答えをいたします。

家庭から出るごみにつきましては、本町ではごみを定期的に回収することによりまして、衛生的な生活環境の維持を図っております。地域ごとにごみの出し日を定め、274箇所のごみステーションで収集し、その後収集業者によりまして伊万里市の西部クリーンセンターのほうに搬出をいたしております。また、収集箇所が多いため可燃ごみにおきましては1日複数回の搬出となっております。収集業者が、御質問のごみの戸別収集を行うには時間的に厳しい状況となっております。しかしながら、社会の高齢化に加えまして核家族化や地域のつながりが希薄化したことで、家族や近隣住民の手助けが得られない高齢世帯が増加し、ごみ出しが困難な方が全国的にふえつつあることについては、認識をしているところでございます。

現在、町内での高齢者等のごみ出しの状況でございますが、都市部に比べまして家

族や親族による自助や地域の共助が機能しておりまして、近隣住民で声をかけ合い、ごみ出しが困難な方の分まで一緒にごみを出すなど、地域の支え合いの中で行われていると認識をしております。その他介護保険の家事援助サービスでありますとか、白石町社会福祉協議会のかせすっけん事業等を利用してのごみ出しも可能な状況でございます。

町といたしましては、地域コミュニティによる住民同士のつながりが重要でございまして、そのことでごみ出し以外の生活支援につながることも期待できますので、現在のところは十分機能していることと考えておりまして、現時点のごみの戸別収集については考えておりません。

以上でございます。

○矢川又弘長寿社会課長

先ほどの生活環境課長の答弁と重複しますが、高齢者や障がい者の方のごみ出しの支援の現状について御説明をさせていただきます。

みずからごみを地域のごみステーションまで搬入することが困難な方は、次の3通りのいずれかを御利用いただいております。1つ目が高齢者の方は介護保険のホームヘルプサービス、障がい者の方は居宅介護の家事援助、2つ目としまして民生委員さんやまたは近隣の在住者、親族等の協力、3番目としまして、先ほどありました社会福祉協議会のかせすっけん事業があります。なお、かせすっけん事業の事業登録者は29年度末48名で、利用実績93件のうち、ごみ出しにかかわるものが30件です。内訳としましては、一般ごみが19件、資源ごみが2件、粗大ごみが9件となっております。

現在、町では高齢者の方が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、人の支え合いによる地域づくりを目的とした座談会を白石、福富、有明地域ごとに開催をいたしております。その中で、徐々にではありますけども、外出支援、見守り支援、コミュニティの醸成などの機運が少しずつ芽生えつつあります。この流れをできる限り継続、拡大させてまいりたいと考えております。

以上であります。

○吉岡英允議員

ただいまの説明を受けて、本町においてはまだまだふれあい活動ができているという説明であったため、少しは安心をしたところでございますけども、今後本町においてもこのようなサービスが必要となる時がやってきたときは、速やかな対応をお願いしたいというふうなことを申し述べたいと思います。

というのは、本町の人動きを見てますと世帯数はふえておりますけども、人口はずっと減っているというふうな傾向がございまして、それを踏まえまして、核家族が進んでしまって独居老人世帯、高齢者だけの世帯がずっとふえているというふうな傾向でございまして、その辺を踏まえまして対応をお願いしたいというふうなことを申し述べまして、次に3項目めの質問に行きたいと思っております。

3項目めの質問は、健康づくりについてのお尋ねであります。

私と同じ白石地域にお住まいの方からのお話でありますけども、お話をされた方は

確定申告時期で、たまたま多久市の確定申告会場についていかれたそうでございます。そのとき、申告するまでに待ち時間があり、そのときに血压と血糖をはかりましょうかと職員さんより言われ、はかってもらうことにしたそうでございます。最近病院に行ってなかったからはかってもらった大変よかったよと言われ、本町もこのようなサービスがあったらいいですねえというふうなことで言われました。私もこの仕組みは大変いいことであると思ひ、多久市役所健康増進係に問い合わせをしてみたところ、数年前より健康相談に来られた方や確定申告の期間中にて、日時と時間指定はあるというふうなことですけども、血压と血糖測定を行っているというふうなことでございました。その目的は何ですかというふうなことで問い合わせを行ったところ、特定健診の受診向上につながればという思いから実施をしていますというふうな見解でございました。

そこで、1点目の質問として、県内では庁舎へ健康相談に来られた方や確定申告の期間中などに血压や血糖値を測定されるサービスを行うことで、健康への意識向上と特定健診の受診率向上に向けた取り組みを行っている自治体もでございます。本町における町民の健康づくりへの取り組みについてのお尋ねでございます。

○武富 健健康づくり専門監

本町におけます町民の健康づくりへの取り組みについてという御質問でございます。

特定健診及び特定保健指導につきましては、生活習慣病予防や重症化予防の最も重要な取り組みであります。しかし、受診率向上のための各種の取り組みを実施しているところでございますが、受診率はここ数年伸びておらず、受診率の向上が課題の一つというふうに捉えております。そのため、健診の必要性についてあらゆる機会を利用しまして、一人でも多くの方が健診を受けてみようと思えるように働きかけを行うことが必要だと考えているところでございます。先ほど議員から紹介がありました他自治体の取り組みにつきましては、特定健診を受診していただくためのきっかけづくりとして有効な方法の一つだと思いますので、本町の疾病特性を踏まえまして、時間、場所、相談内容、相談方法など、これから検討をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○吉岡英允議員

よろしく、白石町で住んでよかったあとと思われるごと、取り組んでいただきたいと思ひます。

それともう一つ、お尋ねをいたしますけども、健康の3大要素とは何なのかのお尋ねですけども、御存じでしょうか。

○武富 健健康づくり専門監

健康の3大要素という御質問でございますが、申しわけございません、ちょっと把握しておりません。

○吉岡英允議員

3大要素とは、食事、バランスのとれた食事をとるというふうなこと、また運動、適度な運動をとるというふうなこと、それと睡眠、十分な休養をとるというふうなことで、これが健康の3大要素というふうなことで書かれておりました。これを頭に皆さん入れていただいて、指導等をしていただきたいということを申し述べたいと思います。

続いて、2点目の質問に行きますけれども、ここに8月11日付の新聞報道がございます。見出しに大きく「健康づくりで医療費抑制、伊万里市全国第1位に」というふうなことで書かれております。ちょっと読ませていただきますと、伊万里市は厚生労働省が実施した医療費の抑制に努力している市区町村ランキングで本年度の第1位になったと、糖尿病の重症化予防や市民への健康づくりへの意識向上の取り組みが高い評価を得たというふうなことでございます。ランキングは、厚労省が国民健康保険の財政健全化を目的に2016年度から導入をした保険者努力支援制度というふうなことで5点ほどいろいろ点数、ランキングをつけるための事柄がございます。それで、このほかに伊万里市が全国第1位と書いてありますけれども、佐賀県内においてはほかに杵島郡江北町が5位と、三養基郡基山町が6位と、武雄市が9位と、トップテンに佐賀県から4市町が入っておるというふうな新聞報道があります。そして、全国の市町村は全部で1,741あるそうでございます。その中で伊万里市が全国第1位になったというふうな新聞報道でございました。

そこで、質問です。健康づくり、医療費の抑制に努力している県内自治体に3,089万円の交付金が配分されるとの新聞報道がありました。この保険者努力支援制度の概要と、本町の状況についてのお尋ねでございます。

○小川善秋保険専門監

保険者努力支援制度の概要と本町の状況について御説明いたします。

この制度は、国保保険者による医療費適正化への取り組みなど、保険者機能の強化を促す観点から、適正かつ客観的な指標に基づき、都道府県や市町村ごとに保険者としての実績や取り組み状況を点数化し、それに応じて国から付与されるもので、国保財政の基盤強化を目的とした制度です。平成30年度から本格的実施され、市町村に対する国の予算規模は500億円となっており、交付金額の決定方法は、保険者の実績や取り組み状況ごとの点数掛ける被保険者数が総得点となり、総得点に応じ予算額が案分されます。

評価指標ごとに医療費適正化効果、取り組みの困難さ、基本的な体制機構等を総合的に考慮し、25点から100点が配点されます。配点の大きい項目として、糖尿病等の重症化防止の取り組み、収納率向上に100点、個人へのインセンティブ提供、ヘルスケアポイント等の事業でございますが、70点、特定健康受診率、特定保健指導実施率に50点等となっており、満点で790点となっています。

先ほど議員述べられました新聞報道にありました伊万里市は全国1,741市町村中1位の651点を獲得し、平成30年度の交付金は3,089万円、1人当たり2,452円が交付される予定となっております。

本町の状況ですが、本町は572点を獲得し、全国52位、県内では6位となっており、平成30年度の交付金は1,476万円、1人当たり2,179円が交付される予定となっております。この交付金は、国保財政の一部として活用しており、引き続き医療費抑制の事業として展開していきたいと考えております。

以上です。

○吉岡英允議員

ありがとうございました。

県内で6位というふうなことで、1,746万円の交付金が我が町にも交付されるというふうな御答弁をいただきました。それで、1,746万円は入ってくるというふうなことなんですけども、再度お尋ねいたします。この1,746万円は国保予算にしかもう入れられんということ解釈しておってよかでしょうか。

それともう一つ、本町の、伊万里市の場合は糖尿病やったですかね、それに努力して糖尿病の重症化予防に取り組んで点数が上がって1位もとれたというふうなことなんですけども、本町の努力目標というか、何に努力をしているということか思っておってよかでしょうか。2点お伺いしたいと思います。

○小川善秋保険専門監

まず、第1点目についてですけれども、その交付金は国保財政にしか使用できないようになっております。

それともう一つ、白石町の取り組みで満点がとれているものなんですけども、先ほど議員申されましたように、糖尿病等の重症化の予防に関する件でうちも100点をとっております。また、先ほども言いましたように、個人インセンティブ、わかりやすい情報提供等で健康受診者や健康づくりの取り組み参加者に商工会発行のポイントを付与と、そういうものがあります。

今後の課題としては、特定健診受診率、特定保健指導実施率、国が第3期特定健診等の実施計画における目標値を60%増達成を目指すということでございますので、その辺に今後の課題があると思っております。

以上です。

○吉岡英允議員

そうしたところ、我が町の努力目標は、とにかく健診の受診率向上が最善の努力目標であるというふうなことの認識でよかでしょうか。それを上げんと、その点数制度の点数なかなか上がってこんというふうなことで考えてよかでしょうか。

それと、受診率向上を上げるための施策というのはお持ちなんですか。

○武富 健健康づくり専門監

先ほど議員が申されましたように、本町の課題といたしましては、健診の受診率の向上ということが課題というふうに捉えております。

健診につきましては、がんや生活習慣病の早期発見と食生活の見直しや適切や運動

への取り組みを促す上で非常に重要なものと位置づけております。そういうことで、各種の配布物などによります広報、保健師、栄養士によります健康教育、健康相談、そして訪問等の機会を利用して受診者の増加に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○吉岡英允議員

とにかく、1点目の質問でしたとおり、よその市町では受診率向上のため努力をされておりますので、本町におかれましても努力をお願いしたいと思います。

それともう一つ、結局、健康づくりというか、これは多分医療費を抑制しようというものは国の大前提の施策で、この点数制度として交付金を返すよというふうなことでされてあるかと思えます。それで、私またちょっと調べてみたところ、これ平成30年度の保険者努力支援制度の都道府県別の医療費の水準というふうな表がございました。この表をちょっと私、この中を見よつたんですけども、医療費の全国平均が1人当たり34万3,000円でございます。そして、どこが一番医療費が高かろうか、使いよんさろかというふうなことで見たところ、驚くべきに佐賀県が41万3,000円というふうなことで一番、全国平均より7万円高いような医療費を使っております。

逆に、どこが一番少なからうかというふうなことで、またこの表を見ていたところ、茨城県でございました。茨城県が30万7,000円でございました。そうしたところ、本県と茨城県の差は10万6,000円です、1人当たりの医療費が。それだけ違うことがわかります。それと、この表、ここに青かところ黄色かところございますけども、青かところは関東圏が大体、1人当たりの医療費が安いところでございます、関東、中部の一部。この黄色い部分は医療費が高いところでございます。というのが九州はもとより、中国、四国は大体1人当たりの医療費が高く使っているようでございます。

その辺のことは、多分、課長は御存じかと思えますけれども、その辺のそういうふうな地域差が何でできているものかの見解は、お持ちだったら御答弁をお願いしたいと思います。

○門田和昭住民課長

まず、佐賀県が、先ほど言われておりました、一番高いというのは、これは県下各市町の担当者はみんなそういうふうに自覚しているところです。そういうことで、この保険制度にいたしましてもいろいろ、さっき専門監が申しましたとおり、項目がございます、その中で医療費の通知制度も、実施の一つの点数になっております。そういうことで、佐賀県は大体がん関係が多いということで常々言われておりましたので、それからC型肝炎、この辺も多いということで、それぐらいの感覚でしか思っておりませんが、そういうふうなことで、今後、佐賀県全体で努力しようというふうなことで、全国的に上位のほうで努力をしていくというふうな状況でございます。

以上です。

○吉岡英允議員

もう一つ、私が思うところに、国保と社保の違いもあるんじゃないかなあとと思います。あくまでも国保の医療費ですので、都市圏やったらやっぱり社保の方が多いのかなあと、この表には反映されてこんとかなあと思ったりするわけなんですけども、とにかくこれと言えることは、佐賀県が1人当たりの医療費が一番使っているというふうなことでございます。国は、とにかく1人当たりの医療費を少なくなそうというふうなことで、こういうふうな交付金の還元というふうなことでされておりますので、その辺のうちの町民一人一人に促しを再度お願いしたいというふうなことで申し述べたいと思います。

最後ですけども、私たち一人一人が、先ほども申し述べました、健康づくりの3要素であるバランスのとれた食事、運動、十分な休養をとり、自己管理に努め、医療費抑制ができればというふうなことを願い、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○片渕栄二郎議長

これで吉岡議員の一般質問を終わります。
暫時休憩します。

11時40分 休憩

13時15分 再開

○片渕栄二郎議長

会議を再開します。
次の通告者の発言を許します。重富邦夫議員。

○重富邦夫議員

お疲れさまです。午後からの一般質問よろしくお願いいたします。

本日は、農業振興と地方分権について、大きく2項目に分けて質問をいたしますけれども、質問に入ります前に、一昨日の台風21号の影響が多大に出ているという中、本当にことしに入り北陸豪雪に始まり、4月には震度5強を観測した島根県西部地震だとか、6月には震度6弱の大阪府北部地震という災害が発生をし、翌7月には台風7号と梅雨前線の影響による西日本を中心とした平成30年7月豪雨でも甚大な被害をもたらしたと、これまでにない進路をとる台風の数々や、ましてやことし災害級と呼ばれる記録的な猛暑など、思い返せば毎年日本国中のどこかで災害というものが発生をしておりますけれども、ことしは災害の年じゃないかというふうなことを言っているほど、本当に自然災害が多いように感じているところでございます。

日本全国でそういった災害に対して被災をされ、亡くなられた方々へお悔やみを申し上げますとともに、早期の復旧、復興がなされることというものを願いばかりでございませう。また、そういった自然災害が発生している中、本町も例外ではなく被害は発生しているものの、人命にかかわるといった甚大な被害までは至っていないというところは本当に不幸中の幸いでもあり、日中夜間問わず自然災害に注視をされている総務課を初めとする各職員の皆様方の細やかな配慮、尽力があったればこそだというふうに思いますし、特に学校のエアコン設置に関しても、災害級の猛暑を想定しての事

業の進め方、非常にいい決断であったというふうに評価をいたしたいというふうに思います。いつ何どきも自然災害の脅威からは逃れられることというのはございませんけれども、今現在よりも少しでも町民の皆様の生命、財産を守っていけるよう日々協議、御尽力願いたいというふうに思います。

それでは、早速質問に移りたいと思いますけれども、1項目めの質問といたしまして農業振興についてでございますが、現在日本の農業は農業就業者の高齢化というように深刻な問題に直面していて、高齢化した背景としては農業後継者の他産業、他都市への流出、農業所得の減少、少子化、人口減少の進行などが挙げられるわけございまして、1次産業が盛んな本町においても、全くもって同じ問題を抱えているというふうに皆様方も御存じのとおり、そういうふうに思っております。

そういったことから、白石町総合計画の中でも基本目標として農業支援体制を強化し、新規就農者及び農業後継者の育成、確保と掲げてございますけれども、本町における現時点での農業従事者数の状況と新規就農者確保対策の成果と現状での課題について、まずは伺いたします。

○堤 正久農業振興課長

お答えをさせていただきます。

まず、農業従事者の状況ということでございます。

白石町の農業従事者数は5年ごとに実施されております農業センサスでの数値を用いて報告をさせていただきたいと思っております。平成17年は3,625人、平成22年は3,351人、平成27年は3,149人と少しずつ減少してきている状況でございます。この中の分析をいたしまして特筆すべき点というのを見出したところ、65歳以上の従事者数はほぼ横ばいということになっております。減少しているのは65歳未満の農業従事者が減少しているという状況でございます。

次に、新規就農者確保対策の成果ということで報告をさせていただきます。

議員おっしゃいますように、全国的に農業従事者、本町も含めてですけれども、農業従事者が減少する中で白石町では新規就農者の確保というのは喫緊の課題であります。県が実施いたしております新規就農者調査では、白石町は平成27年33人、平成28年27人、平成29年17人、本年30年は25人となっております。ここ数年におきましては、白石町は県内の市町村別で常にトップということで新規就農者を確保している状況でございます。

その中での現状での課題ということでございます。白石農業塾の研修生に見られるような外部からの新規就農者についてであります。町内で親元就農された方については住宅、農業機械、農地など必然的に存在をしております。就農初期のリスクは低いということでございますが、今後町内だけでの新規就農者だけでは、現状の農業を維持していくには不足するということになってございまして、農業の担い手を確保するためには、白石農業塾などによって外部からの人材を確保することがとても重要であろうというふうに考えておるところでございます。白石の農業に魅力を感じ参入される方々に向けての就農支援も、これから先は必要であると考えているところでございます。

以上でございます。

○重富邦夫議員

先ほど答弁の中でおっしゃいますように、本当に新規就農者の数として、他市町の中ではトップということではございますけれども、そもそも1人当たりの面積に換算すると、やはり限界がございますから、その全体の生産力等を維持していくためにも、やはり外部からだとか、今まで以上に就農者の数確保には尽力していただきたいというふうに考えております。

また、新規で農業経営をやっていくとなれば、まずは作物を商品として生み出せる生産能力を身につけることというものが必須事項ということになりますけれども、作物の生態や病原菌等の耐性を知り、天候により育成が左右されるものですから、作付の時期や消毒や肥料投与のタイミングだとか、農業機械の効率的な利用、そういった技術的な面と農機具を購入したり、肥料代、種や苗に係る費用、燃料費や水利費、そういった生産するに係る経費の計算であったり、資金運用であったり、その年の育成状況だったり、圃場の状況、作物の販売価格の状況、また他地域の育成状況など、こういったこと全てを勘案した判断する経営能力というものが、そういうものを一つ一つ身につけていかないと、ひとつゆっくりでいいんですが、そういったところを身につけていかないと安定した経営状態にはならないというふうに考えます。新規就農者の経営状況がどうなのか。そういったところの把握と、また指導体制など実際にどうされているのか、お伺いをいたします。

○堤 正久農業振興課長

お答えをさせていただきます。

現在、白石町では青年等就農給付金や農業次世代人材育成投資資金の受給者が約30名ほどいらっしゃいますが、半年ごとに経営の状況の確認、現地調査等を実施いたしております。新規就農計画を就農時に作成して提出をされております。その経営状況の確認の中で、その計画どおりにまたはそれ以上に経営をしているのかということ、関係機関とともに指導等を行っておるところでございます。

就農の面談ということで先月8月末から、きのうも行っておりましたが、一名一名に面談をしてやっております。その中でほとんどの方が順調に収益を伸ばし、規模を拡大されておりますが、赤字経営とまではいかないまでも、一部現状維持に甘んじている方も実際のところ見受けられます。議員がおっしゃいますとおり、人数ではなく経営者を育てることが重要であるというふうな認識を持っておりますけれども、その対策といたしまして、農業改良普及センターが主体となって、農協、農林事務所、金融機関等と一緒に班を構成いたしまして、巡回指導等を定期的の実施しております。このほかに複式農業簿記研修会、青年農業者等育成塾、農業をやってみようセミナー等への参加奨励等を毎年実施しております。経営感覚の醸成、営農技術の研さんと新規就農者への対応に取り組んでおるところでございます。

せんだってにおいても、杵島農業改良普及センター管内の新規就農者を集めた激励会というのが開催されました。その中で、ある新規就農者が年間所得を4,000万円を

目指したいというようなことで、意見発表というか自己紹介をされました。その自己紹介を受けて、県の農業指導士さんが、あなたたちは生産者であっては行けないと、生産者ではなくて今後は経営者としてなりなさいというような激励の言葉をなされておりました。議員おっしゃるとおりに、生産するだけではなく販売から肥培管理、雇用労働を入れるとか、そういうことでの経営者感覚を持っていただく方を今後とも育成をしていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○重富邦夫議員

経営のやり方にせよ、技術的なことにせよ、農業振興課の皆さんやJAの営農指導員や県の普及センターの職員の方々と、実際に経営していらっしゃる先輩農家の方々などのアドバイスだとか、指導をしてくださる方というものは周りにたくさんいらっしゃいますから、そういう点は安心するところはあるんですけども、やはりアドバイスを受けた上で、その話を理解をした上で、今の現状で農機を購入したらどうなっていくのか、作物の品種だったり、その肥料の種類であったり、補助金がなかった場合どのような経営になっていくかなど、就農者自身が自分で考えて農業を我が物にしていくということが、今後の経営安定につながっていくというふうに思いますし、ふやすべきは、先ほど課長の答弁の中にもありましたけれども、農業従事者の数ということではなくて、経営主体としての農業経営者の数であって、自分の経営に関する物差しの形成をしていくということも、指導の中に取り入れていただくことをお願いいたしまして、指導監督に力を注いでいただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問に移ります。

現在、国の農業政策で米、麦、大豆への補助金のあり方が変わって、表現が適切かどうか、言葉見つかりませんが、農業法人の推進という形で今までの小作人制度から大地主制度への徐々に転換してきているというふうに感じているところでございます。白石町においても組織数の目標を掲げて推進をされておりますけれども、現在では組織が農業法人となり、運営組織体制づくりに努力をされていると、法人を組織するに当たって精力的に活動できる農家の方がどれだけ確保できているのか。ここは本当に非常に大事なポイントで、今は集落営農の流れで何とかされているんでしょうけれども、その中でも法人化組織に入っていない方もいらっしゃると、高齢化の問題も抱えている中で、年を追うごとに離農者がふえてくる可能性が現実的に高いわけでございまして、そうなればたちまち組織の人材だけでは対応できなくなって、人材不足に陥ることは容易に想像できることであります。品種を調整し、作付や刈り取る時期をずらしたり、そういった対策のやり方もあるのかもわかりませんが、面積に対して人材不足が浮き彫りになってくるというふうにも考えます。

会社組織になるということですからオペレーターや作業従事者を雇えばいいという話も実際ございますが、人口が減ってくる上に期間的に雇い入れる雇用形態では、そんなに都合のいい人、なかなか見つからないんです。それと、社員として年間雇用した場合、米、麦、大豆だけで、要は年間雇用すれば、その方の年間の給料を捻出しなければならぬ。じゃ、その年間の給料をどうやって捻出していくのかというところ

に、もう必ずぶち当たってくる。そうすれば最終的に、米、麦、大豆だけでできないのなら、じゃ、裏作の園芸作物もやっていかないと、結局は採算がとれなくなるということでございまして、このような流れでは、私は今後の法人化というものが、このような流れで流れていくのではないかというふうにイメージをしておりますけれども、それに法人化も農業者の皆さんが自分たちの意思で自分たちが集まって、自分たちの考えのもと法人化をやるんだというふうに進めるのなら話は別なんですけれども、これが国の補助金のあり方が変わったり、都道府県町が推進をするということでは、意思や、やる方の目標だとか、そのモチベーションが全く全然違うわけなんです。そういったところに正直なところ大きな差があるというふうに思っております。

推進をされるということであるなら、人材確保の支援というものは、やはり法人体制が安定するまでは、ここのところは本当にセットとして進めていただけるように要請をいたしますが、どのようにお考えですか答弁願います。

○堤 正久農業振興課長

お答えをさせていただく前に、先ほどの答弁の中で一部関係機関の名称を金融公庫と申し上げるところを「金融機関」と申し上げたようございまして、「金融公庫」のほうに訂正をお願いをしたいと思います。

それでは、お答えをさせていただきます。集落営農の法人化の展望ということでお答えをさせていただきます。

現在の営農体系としまして、大規模農家と集落営農組織がその大部分を担う農業構造ができ上がっておるところでございます。議員おっしゃりますとおり、今後、離農者の増加また家に跡継ぎはいらっしゃっても農家の後継ぎはいないケース、そういった方々の農地を誰が耕作するのかといった、従前からあった問題が顕著にあらわれることが十分に想定される状況となっております。大規模農家がある一定程度、分岐点としては10ヘクタールというのが分岐点のように言われておりますけれども、そういう程度に規模を拡大した後は、地域内の離農者の農地を引き受けることができない場合もあり、集落営農組織が農地の受け入れ機能を強化することが、ますます重要となってくるものと思います。

集落営農数につきましては、平成25年の数値でございますが、白石町においては70の集落営農が設立をされ、農業機械の共同利用、農作業の共同化により組織の強化、生産コストの低減を図ってまいりました。集落営農組織は、あくまでも任意組織であり、農地の受け皿ということにはなりませんけれども、集落営農が法人化をすることでより信頼できる農地の受け皿となることが可能となります。

また、農業従事者やオペレーターの人材不足については、議員おっしゃるとおりでございますが、このまま手をこまねいていても、何も対策をしなければ農業従事者のさらなる減少にはどめがかからず、地域農業が衰退することの予想が容易ではないかというふうに思います。このため、集落営農の法人化や担い手の育成に力を入れているところでございます。

議員おっしゃいます人材の確保につきましては、事務員やオペレーターの給与の捻出については、当面、消費税の還付などが活用されることとなっておりますが、最終

的には裏作の園芸作物や表のキャベツとかレタスを経営品目に取り組んで、法人の自主財源を確保されるなどの対応が必要となってくるというふうに思っております。

それに対する行政側の支援ということでございますけれども、白石町内の集落営農法人は、設立をされたばかりでございますので、現在営農体系を引き継ぐことが、まず先決の課題ということでの状況でございます。法人の持つ一個一個の課題を着実に問題解決されているところでございまして、今後組織が強化をされて発展的なものが出てくることを期待しておりますけれども、法人経営と農作業にかかわる労働者の雇用など、経営戦略として各法人の方針が決まれば関係機関ともども連携して、支援をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○重富邦夫議員

では、そういったところでの法人化、最後までしっかりと面倒を見ていただくというようなところをお願いをしながら、次の質問に移ります。

白石町の農業は、米、麦、大豆のみならず、さまざまな園芸作物によって支えられておるといふふうに思っております。その中の代表的な作物としてレンコンがございましてけれども、大正11年に旧福富村の時代に栽培され、そこから徐々に広がりを見せて、減反政策が始まるとその転換作物として、白石、有明、福富の旧3町合わせて最盛期には約400ヘクタールの栽培面積を超えたということが書かれておる資料を見たわけでございますけれども。歴史的いけば約100年の歴史を持つレンコンでございますけれども、ここ数年で白石町のレンコンの栽培面積がふえているように感じております。現在の生産者数と、その作付面積の状況についてお伺いいたします。

○堤 正久農業振興課長

町内のレンコンの作付面積についてお答えをさせていただきます。

平成28年度におきましては337ヘクタール、29年は349ヘクタール、本年30年は355ヘクタールとなっております。生産者数も新規就農者を中心に平成28年が231人、29年が238人、30年が229人となっております。面積の増加の要因といたしましては、近年台風被害を余り受けていないこと、それと平成20年産の販売単価がキログラム当たり324円が、平成27年産は482円と年々高単価で推移をしていることが考えられます。

以上でございます。

○重富邦夫議員

レンコンのことについてですが、私がレンコン農家さんと話をする機会がたびたびあるんですけれども、そのときに必ず耳にするのが、最近レンコンの面積が実際にふえてきていると、余りにふえ過ぎて価格が下落しなければいいけどというような、こういった不安の声というものをよく聞きます。今の話では、価格自体は上がってきているというふうなことでございますけれども、これは乱高下するものですから、単純に考えて面積がふえた分、別の出先の確保もしておくべきではないのかというような、そういった思いもございます。

面積がふえて、潤っていけば非常に喜ばしいことでもございますけれども、今後の消費者の消費行動であったり、人口減少の影響、1人当たりの野菜摂取量の低下、外国産輸入品の増加など、一時的な下落ではなくて長期的な下落になってしまつては、本当に回復というものが非常に厳しく、そういったところへの不安というものが拭い切れないわけでもございまして、私は経済成長と人口増加が見込める海外販路も含めて、その国内外の拡大をやっていくべきではないかというふうに思います。

関東圏では町のほうもPRというものに努力され、国外向けには農林水産省の輸出促進対策の海外需要創出等支援対策事業や輸出環境整備促進事業等の活用、こういったところも考慮しながら、先のことを見据えて販路拡大への、町の財源を投資すべきじゃないかというふうにも考えてますけれども、いかがお考えですか。

○堤 正久農業振興課長

国内外での販路の拡大というようにございまして。全国的なレンコンの作付統計ということでは平成27年産が3,950ヘクタール、28年産が3,930ヘクタールと、ほぼ横ばいの状況でございまして。全国的には横ばいの状況でございまして。本町の特産品でありますレンコンは、町のトップブランドでありまして、都市圏で実施をいたしております販売促進活動では、タマネギと並び人気商品となっているところでございまして。本年度、農協ではレンコンの洗い器の増設と本州市場への出荷体制の整備を行い、販路の拡大を計画されていることや、価格面では平成28年産がキログラム当たり325円、29年産が336円となっており、町といたしましても今後もレンコンを振興作物として推進してまいりたいと考えております。

ちなみに、県内産のレンコンの主な出荷先については九州管内が75%、4分の3が九州内ということでもございまして、今後、都市圏へ向けて販売体制を整備していく必要があるかというふうに思います。

議員の御提案の2つの事業の活用につきましては、民間を含めた公募事業でございまして。海外展開を図るといふことも必要ではございまして、そのための体制整備、各部会とか、農家さんでのギャップの取得とか、認証とか、HACCPの取得とか、そういうものも必要であろうかと思っております。加えて、海外事務所の設置や、日本国も同様でございまして、土の付着した作物については輸入禁止という国内の規制もございまして。土のついたものについては、外国でも輸入を禁止されているところが多いというふうに聞いております。

それと、レンコンにつきましては、レンコンの食文化がある国が中国等々に限られて、商圏が小さいという点もございまして。そういうようなさまざまな問題を抱えておりますので、市町単独での事業実施は非常に難しい面もあろうかと思っております。国、県とも連携を図りながら、今後の検討課題といたしたいと思っております。

以上でございまして。

○重富邦夫議員

なかなか大きなことでもございまして、県のほうともいろいろな協議をしながら、これは何年もかかることだと思っておりますし、きょう言ったあしたできるようなことでも

ございませんので、そういったところも視野に入れながら、農業振興策、販路拡大には尽力願いたいというふうに思い、次の質問に移ります。

2項目めの地方分権についてでございますけれども、平成5年の地方分権の推進に関する決議によりさまざまな審議がなされ、平成12年に地方分権一括法が施行されました。その後、小泉内閣のときに補助金、交付金、税源移譲等の画期的とも思われる三位一体改革へとかじが切られ、地方六団体での大きな議論が交わされ、現在までに地方分権改革の第6次一括法まで成立をされているというふうな状況でございます。これらの法が施行され、国と地方の役割分担が図られ、各自治体はみずからの判断や責任により、地域の実情に沿った行政運営が求められていると考えますけれども、現在までの施行により市町の事務と財政面に関してどのような影響があったのか、お伺いいたします。

○坂本博樹白石創生推進専門監

地方分権についての御質問でございます。

平成11年7月に地方分権一括法が成立をしまして、議員申されますように平成12年4月から施行されております。それ以降、地方分権改革が推進されまして、国と地方の役割分担の明確化、機関委任事務制度の廃止、これは地方を国の下部組織として国の事務を行わせる仕組みでございますけれども、これの廃止、また国の関与のルール化、国の地方に対する関与を最小限にする、そういったもの等が図られております。

また、地方に対する規制緩和といたしまして、義務づけ、枠付、これにつきましても国の法令で事務の実施やその方法を縛っている、そういったところの見直し、国から地方、県からの市町への事務の権限の移譲などが随時進められてきております。

事務への影響でございますが、権限移譲に係る事務で申し上げますと、県から市町に権限移譲された事務の代表的なものとして、旅券法に関する事務いわゆるパスポート申請等がありますが、本町におきましては、この事務が移譲されたことによりまして町職員の事務量については幾らか増加をしております。しかしながら、権限移譲前は、県庁のほうの旅券センターのほうに発行手続、そういったことが必要でそこまで必要がございましたけれども、権限移譲後につきましては県庁まで行くことなく近くの役場で手続ができるようになり、住民の皆様にとっては大変利便性があったというふうな効果が得られたということで思っております。

このほかにもいろいろ事務が移譲をされております。移譲前と比べますと、町の事務量については増加をしておりますけれども、住民の皆様にとっては申請窓口が近くなる、あるいは審査や認定に係る時間が短縮されるなどの効果が上がっているものと考えております。

財政面につきましては、平成14年度から18年度にかけて国と地方の財政関係を分権的に改めることに目的に、地方財政の主要な財源であります地方税、国庫補助負担金、地方交付税の3つを一体的に見直した、議員申されました三位一体の改革が行われております。これにより税源移譲が進められたことで、真に地方分権が進むものと考えられておりました。しかしながら、本町のように税財源に乏しい町にとっては、地方交付税の減少の影響のほうが大きく、結果的には人口が多いところ、もともと

税込に恵まれていた、そういった地域との格差が少なからず生じることになったものと考えております。

なお、佐賀県における権限移譲の事務に関しましては、現在42の事務が県内の各市町のほうに移譲されておりまして、本町におきましては、そのうちの22の事務が権限移譲をされておりまして、その権限移譲事務の交付金につきましては、均等割、件数割等の算定方法に基づきまして、平成29年度の実績ではございますけれども、106万7,560円が権限移譲に関する交付金ということで交付をされている状況でございます。以上でございます。

○重富邦夫議員

地方分権に関して、さまざまな分野で権限移譲がなされているということで、先ほどその中の一つの旅券のことが答弁でございましたけれども、その県の権限移譲に伴い、パスポート申請など住民サービスが向上したということで、その申請については利便性の向上のために写真撮影機を設置していただけないかという町民の方の声を聞きますけれども、検討されたことがあるのか、どうなのか。

また、現在、パスポート等の証明写真用の携帯アプリというものがございます。それを活用すれば財源も安く、利便性向上につながれるというふうに考えますけれども、その導入を検討されてみてはどうかというふうに思います。答弁願います。お願いします。

○門田和昭住民課長

パスポートは海外において唯一の国際的身分証明書であり、パスポート写真は本人確認をする上で重要となります。また、渡航する国によっては入国審査等の際に、人物を電子機器を用いて識別する顔認証技術による本人確認をするところもございます。このようなことから、パスポートの提出写真については、顔の向き、表情、背景と人物の色、影、撮影品質と、ほかにも細かに規格が定められております。申請を受け付ける際、写真の差しかえによる二度手間にならないよう特に注意を払っているところでございます。担当者としましては、再度写真の提出をお願いすることがないよう、できるだけこれらの規格を熟知されている写真店での撮影をお願いしたいところです。

なお、写真撮影機の設定についての検討についてですが、パスポート申請件数が月平均40件程度、平成29年度の実績ですが469件であることから、設置については今のところ考えていないところです。

また、携帯アプリを活用した写真を提出されることは問題ありません。しかし、デジカメ、ボックス等で撮影された写真は規格を満たせない場合が多いため、県が作成した申請の手引でも、なるべく写真店での撮影をお願いしているところです。

以上です。

○重富邦夫議員

携帯アプリの件なんですけれども、これも結局は頭上のラインだとか、顎の真下のラインだとか、国際基準の顔の面積の70%から80%だとか、いろんな基準がある中で

クリアされているようで、あとの問題としては撮影時の光の問題ですか、影が差し込んだりとか、そういったことがあったらなかなか合格がもらえないというところがございますので、検討をしていただきたい。役場庁舎内で、写真をもし忘れてこられた方が一回出て、また証明写真を撮ってまた来るといふ、その手間が省けるという思いから、ひとつどこかの部屋を一回試して、その写真でいいのか悪いのか確認していただきたいというふうに思います。課長の顔でもいいですよ、自分で撮って光をちゃんと入れて、それで通れば町民の方にもお勧めできるんじゃないかというふうに考えております。そういったところも今後の検討課題としてお願いをしておきます。

それでは、次の教育分野に関しての分権の質問ですが。

教育分野の分権の流れも徐々ではありますが、変化があつてきており、県費負担、教職員の定数の決定や学級編制の基準の決定等がそういったことに当たり、最近では約10年で改定が行われている新学習指導要領が示され、小学校では2020年から、中学校では2021年から全面実施というふうにされております。

今、国と地方の関係は上下、主従の関係ではなく対等、協力の関係ということになっております。さまざまな事情に合ったアイデアを模索しながら、自分たちの特色あるまちづくりに努力しなければならないという流れであり、将来の地方を形成していく子供たちには、子供のころから自分たちの町は自分たちでつくっていく、そういったまちづくりの意識を持たせることが大切というふうに考えます。

ただ、これからは独自性、独創性が少なからず問われてくる中で、今の教育の同じ枠の中で同じことを、同じタイミングでというような、教える側も、教えられる側もいわば生産されているような教育システムで、果たしてそういったことを育むことができるのかというように危惧いたします。今の教育に100%疑問を持っているということではなくて、何かがちりとした枠の中の教育で、日本や地方の発展へ羽ばたいた発想というものの足かせになるのではないかという不安があるということです。真に自立をしながらまちづくりをしていくには、教育分野の分権が本当に重要だというふうに考えます。学習指導要領に関する権限や、実際何かをやるには予算が必要ですから、その予算の移譲を上部組織に提言していくべきではないかというふうに思いますけれども、いかがお考えですか。

○石橋佳樹主任指導主事

先ほどの御質問について答弁いたしますが、義務教育を行う小学校については、先ほどもありましたとおり、教育課程の基準として小・中それぞれの校種で学習指導要領が定められております。また、それを踏まえて文部科学大臣の検定を経て、各市町教育委員会で採択をした教科書の内容を中心に学習しているということになります。これは、根底の意図は教育内容が学ぶ地区において大きく偏ることがないようにという配慮のもと、全国的に一定の水準を確保するという大きな意図がございます。ただ、先ほど議員のお話にもありましたとおり、極力その枠と独自性のバランスというところは考える必要があると思うんです。

したがって、現状ではその指導内容の自由度は、やはりある程度限られております。そして、指導時間数もそれほど余裕があるとは言えない状態なのですが、現在、対等、

協力の関係という言葉を取り上げますと、白石町では自由度の枠の中で可能な限り地域に根差した教育、独自性、独創性のある教育を進めるように努めております。

例えば、教科では小学校中学年の社会科副読本を使用して、子供たちが実際に目にしている自然や文化に触れたり、公共施設などを体験したりして学んでいるのがその一例ですし、また教科外の総合的な学習であったり、学校行事などの特別活動においては、極力、白石町の独自の、白石町に住む子供たち自身が自分自身で考えられるように地域独自のテーマを設定して、ある程度まとまった時間継続的に学び、福祉分野であるとか、国際交流であるとか、汗を流してボランティア活動を行うとか、そういった活動に努めているところです。

白石町独自の地域体験学習のほうも、そのバランスの中で仕組みながら、各学校で工夫を凝らした学習を計画し、実際に指導を行っています。今後、義務教育としての共通性を保ちつつ、議員御指摘の特色ある教育、本当に大切だと思います。まず、教育内容のさらなる精選と効果を上げるための工夫がまだまだ必要ではないかなとは思っています。白石町としても、先ほど申し上げました我が町白石独自の自主性とか、選択の幅がある特色ある指導がさらに展開できるよう、こちらとしても働きかけていきたいと思っています。

例えば、県の会議等で全国や県で行われている共通のテストなどを各地域や学校の課題に応じて行えるようにできないでしょうかというような内容の見直しを提案を試みたり、あるいは県全体で画一的に行われている各種行事なども、少し地域に任せさせていただくことはできないだろうか、そういった声も挙げているところです。

このような働きかけがすぐに県を通じ、全国規模で進められ、実現するとはなかなか言いがたいのですが、本町では子供たちができるだけ有意義な学習となるよう、よりよい成長へつながるよう、地域の子として、引き続き小・中学校の現状を見詰めながら、そして実際の指導に携わっている指導者の方の意見にも耳を傾けながら、町独自の特色ある教育を目指さなければいけないなと感じている次第です。

以上です。

○重富邦夫議員

全体として上部組織にはいろいろな提案をしていくということ、自分たちの町に合った教育をしていくということを念頭に置かれていると、それに教育に関しての平等性だとか、そういったところがあって学習指導要領もつくられているというものもわかるんですが、自分たちの町はいろいろなアイデアを出してつくってくれよというふうに国から言われるのであれば、そういった発想が出るような、どう言ったらいいんですか、旅行に行ったり、その仕事がかた苦しい仕事場の中でいろいろな発想だとか、アイデアが思い浮かぶのかと言われたときに、実際そうじゃないんですよ。ああ、こういうやり方があったんだと思ったのは、結局旅行先だったり、ある程度自由があるところ、そういうところでいろいろな心の活性化だとか、そういうことが起きて、脳が活性するのかどうなのかわかりませんが、そういった教える側にもある程度の心の余裕だとか、そういうところを持って、この教育に関しては取り組んでいただきたい。そのような思いがございます。

外国語に関しても、英語が公用語ということでどこに行っても、ほとんどが外国で英語をしゃべれば通用するというので英語の教育というものがあるんでしょうけれども、そこにこだわらず違う言葉を勉強したいということがあれば、そういったことができるような形になればいいのかなという思いを持っております。

それでは、次の質問ですが、先ほど質問いたしました地方分権でさまざまなことが移譲されたということで、このこと自体、まず地方分権に対してメリットとデメリットというものを、町自身はどのように考えているのか。それに私は財政分権というものを、発展するためには主張していかなければならないというふうにも考えております。町長は、この分権に対して、実際、今どのような思いを持っておられるのか、お伺いをいたします。

○田島健一町長

地方分権につきましてはいろいろとメリット、デメリットも、先ほど課長等々からもお話があったかというふうに思います。議員がおっしゃいますように、地方分権というのは、財源の確保ということが大きな問題だというふうに私も認識をいたしております。平成30年4月27日、ことしでございますけれども、全国の知事会においても地方財源の確保、充実等に関する提言というのが採択されまして、その中で国におかれましては、地方税が地方分権を支える基盤だというふうに考えていただきまして、地方税の充実と税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体制の構築等によりまして、地方一般財源総額を確保、充実すべきと国に対して提言がなされております。

いずれにいたしましても、地方分権とは権限と財源の移譲でございますので、本町といたしましても引き続き全国知事会と、地方の声として提言していただけるように県及び関係機関に働きかけを行っていきたいというふうに思っているところでございます。

○重富邦夫議員

ぜひとも、町長には大きな役目でございますので、そういったところに政治的にも尽力していただきたいというふうに考えております。

最後になりますけれども、町長執行部にもぜひ聞いてほしいと思いますけれども、なぜ日本国民だとか、都道府県民だとか、市町村民が政治離れであったり、選挙の投票率の低下傾向にあるのかというふうに考えたときに、皆様も感じたことあると思いますけれども、町民の皆様から要望であったり、相談であったり、そういうことがあった中で本当は何とか力になってあげたいのに、国のルールとか、県の要件だとか、そういうことがあって、町民の方の気持ちはわかるのに実際何もできない。そういったジレンマに陥ったことって、もうほとんどの方があると思います。町民の皆さんにとっては少しでも理解された、自分の言ったことが反映されたというふうには実感できれば、私はもっとまちづくりの活性化だとか、そういうところに関心を持っていただけるというふうに考えます。

では、それをどうするのかと考えたときに、私たちがそういったことができるように、今は持ってない権利を勝ち取っていくしか、心からの発展は開けないであろうと

いうふうに思います。ぜひとも、町長にもその思いを持って、分権への活動に尽力していただくことを望みまして、私の一般質問を終わります。

○片渕栄二郎議長

これで重富議員の一般質問を終わります。
暫時休憩します。

14時13分 休憩

14時30分 再開

○片渕栄二郎議長

会議を再開します。
次の通告者の発言を許します。前田弘次郎議員。

○前田弘次郎議員

一般質問、初日4番目でございます。野球に例えると4番バッターです。今、塁は満塁です。5番バッターが今期不調で、4番バッターがしっかりしないといけないという気持ちで一生懸命質問をしたいと思っております。また、執行部の皆さんにおかれましては、野球で例えればピッチャーです。答弁は直球で、変化球など使わずストレート勝負で答弁をお願いします。

では、議長の許可を得ましたので、30年度9月定例議会の一般質問をさせていただきます。

今回質問に入る前に、西日本豪雨災害で亡くなられた方の冥福を祈り、まだ発見されていない不明者が一日も早く見つかることを願い、被災された市町の方々の一日でも早い復興を願います。そして、きょう、報道でも言われましたが、今回の台風21号による災害で7名の方が亡くなっておられます。御冥福をお祈り申し上げます。また、多数の負傷者が出ております。関空では想定を超える高波などの報道がされます。災害が発生したときは、想定を超えるとの言葉がよく聞きます。今回の質問を災害に重点を置いて質問をさせていただきます。

では、大きく2項目について質問をいたします。

まず、1項目めの買い物弱者についてお尋ねをします。

これは、前回の6月議会でも買い物弱者についてお尋ねをしております。今回は、JAで行われている生活総合宅配事業について事業内容を承知しているのか、お尋ねをします。

○久原浩文産業創生課長

議員御質問のJAさがで実施されております生活総合宅配事業につきましては、承知をしているところでございます。JAの創造的自己改革の目標である地域の活性化の実現に向けての取り組みの一環でございます。生活総合宅配事業の目的といたしましては、高齢者の方や商店が近くになく、買い物にお困りの方に対する買い物サポートとされております。その概要につきましては、インターネットや注文書等で注目を受け、日用品を初め生鮮食料品などの食材や弁当を自宅まで配達する事業を実施を

されております。

利用対象者につきましては、J Aの正及び準組合でありまして、現在町内では、直近月におきまして食材で612件、弁当で32件の利用がっております。

事業の実施方法につきましては、神崎市にございます食材センターよりJ A各中央支所に配送を行い、各地区において自宅まで配達されているとのことでございます。

以上です。

○前田弘次郎議員

では、本町においてもこの買い物弱者の対策や高齢者の見守りの手段として、このJ Aの生活総合宅配事業とタイアップすることができないか、お尋ねをいたします。

○久原浩文産業創生課長

御指摘いただいておりますとおり、買い物弱者対策や高齢者の見守りにつきましては、本町の課題ということで認識をしております。御提案いただいております生活総合宅配事業につきましては、その対策として有効な手段の一つであると考えられますけれども、ことタイアップ等については、利用対象者がJ Aの正及び準組合となっております、町民全てが対象となっておりますので、非常に難しいのではないかと考えております。

現在、町内で実施されております類の事業といたしましては、同じくJ Aさが白石地区統括支所に委託している食の配食サービス事業、それから社会福祉協議会が行っておりますかせすっけん事業における買い物代行サービスがございます。また、商工会によりますと、町内で行商をされている商店が町内で3事業所ほどあると聞いております。いずれにしても、この買い物弱者対策につきましては、今後本町においても大きな課題となることから、商工業振興の面からも商工会で何らかの取り組みができないのか、商工会とも協議をしていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○矢川又弘長寿社会課長

それでは、タイアップということでございますけれども、白石町では高齢者の方に自宅で自立した生活を継続的に安心して過ごしていただくために、町の単独事業としまして次の3つの事業に取り組んでおります。1番目としましては、登録者51人ですが、食事と見守りを提供します食の自立支援事業、2番目としまして、登録者同じく51人で、見守りとしてのひとり暮らしの老人等緊急通報システム事業、3番目に、登録者4人ですが、介護認定で非該当の方に限りですが、買い物、掃除、調理等を支援します軽度生活援助事業がございます。

J Aさんの総合宅配事業は、町内の個人の商店さんが独自に行われますサービス、スーパー、ドラッグストア系統が行われます宅配事業、2,000円以上が送料無料とされております。また、大手コンビニが行われます宅配事業、3,000円以上が送料無料となっております。と同様に利用が可能となります。

買い物、見守りの支援サービスとしましては、選択肢がふえたこととなりますので

利便性が増すこととなります。高齢者の皆様に窓口、出前講座等で周知を図りたいと思っております。

最初、タイアップをできないかというお尋ねでございますけども、現在、特に食の自立支援事業の配食サービスにつきましては、配達時に利用者の安否確認と温かい御飯とみそ汁、それとおかずを提供させていただいております。委託先でありますJAさんと契約の事情に変更がない限り、現行のサービスを継続してまいりたいと思っております。

以上であります。

○前田弘次郎議員

きょう、これがJAから送られてきた資料でございます。うちのほうに先月やったですか、送ってきて、これを見て6月議会では一般質問で買い物弱者を質問しましたけど、これを見てこういうのもJAさんがされているんだと、これ初めて私も知って、町民の方たちの選択肢が幾つでもあったほうが、買い物弱者のためになるんじゃないかと思っておりますので、今後その辺をよろしくお願い申し上げます。

次に、2項目めに入ります。災害情報の住民周知についてです。

最初に、地域防災計画の住民の方々への広報はどのようになっているのか、お尋ねをします。

○松尾裕哉総務課長

地域防災計画の住民周知でございますが、地域防災計画につきましては、災害対策基本法の第42条に基づきまして、毎年度白石町の防災会議に諮り、防災のために具体的に処理すべき事項を定めた計画について見直しを行い、整備をいたしております。作成いたしました計画につきましては、防災会議の委員及び町議会それから役場管理職においては全て配布を行っているところでございます。

この地域防災計画につきましては、概要版とあわせまして町のホームページにも掲載をいたしております、周知を図っているところでございます。また、白石町防災ハンドブックや避難判断マニュアル等につきましても全戸配布を行っているところでございます。

以上です。

○前田弘次郎議員

そしたら、次にBCP計画というのがありますけど、これはどういうものか、また町ではどのようにこのBCP計画がなっているのか、お尋ねをしたいと思います。

○松尾裕哉総務課長

業務継続計画、いわゆる議員おっしゃいますBCPにつきましては、国の災害対策基本法に基づく防災基本計画の中で地方公共団体が定めるよう位置づけがされております。また、白石町地域防災計画の中でも策定に努める旨の記載をいたしているところでございます。

BCPとは何かというような御質問でございますが、大規模な災害が発生した場合、市町村は災害対応の主体として重要な役割を担っております。業務継続計画とは、災害時に行政みずからも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下におきまして優先的に実施すべき業務、これを非常時優先業務と申しますが、この業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応、手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画でございます。東日本大震災以降、民間企業、特に大企業につきましても全体の70%以上が既に策定されている状況でありまして、各自治体におきましても早急な策定が急がれているところでございます。

本町におきましては、昨年12月にBCP策定のための業務量の把握を開始いたしまして、最終的に本年5月にパブリックコメントによる住民の意見公募を行った後、6月に策定完了し、計画の運用を行っているところでございます。今後は、策定したBCP等を活用した防災研修を行うなど、職員の防災意識の向上にも努めていきたいと思っております。

以上です。

○前田弘次郎議員

ここに、先日8月6日に副議長と防災と減災等と議員の役割ということで、勉強に行ってきました。その中にBCPについて書いてありましたので今回質問をしました。その中には、このBCPは責任者が不在の場合も必要な意思決定がなされるように、首長の職務の代行についてあらかじめ定めておくということは、町長がおられなくても次、多分副町長だと思うんですけど、副町長に権限が当たって、災害時には副町長のもとでということですけど、うちの町長は元気ですのでおられないということはないと思いますが、町長も生身の人間ですので何かあるかわかりませんので、こういう計画を立てて、今後も計画をお願いしたいと思っております。

次に、避難勧告、避難指示、避難準備情報の違いを住民の方々に周知できているのか。そもそも情報の違いをお尋ねします。

また、今後の住民の方々への周知の方法もお尋ねをします。

○松尾裕哉総務課長

本町におきます避難情報につきましては、气象台また県などから発表されます気象情報をもとに発令をいたしております。避難情報につきましては3種類の発令が行われるようになっております。

まず、第1段階目といたしましては、避難準備、高齢者等避難開始の発令となります。事態の推移によっては勧告や指示の発令を行うことが予想される段階の発令でございます。高齢者や要配慮者など避難に時間を要する方々の避難を開始することとなります。

次の段階といたしましては、今回豪雨が発令をいたしました避難勧告でございます。災害が発生するなど状況がさらに悪化し、人的被害の危険性が強まったときに発令をいたすものでございます。

最後に、避難指示、緊急となりますが、文字どおり緊急事態の発令でありまして、

人的被害の危険性がさらに高まった段階での発令でございます。拘束力につきましても最大となりまして、この発令時には直ちに避難を開始していただくこととなります。

住民への避難情報の周知についてでございますが、平成28年度に、先ほど申しました防災ハンドブックの全戸配布を行っており、その中で避難情報の種類についても詳しく記載をしているほか、防災知識講座等の際にも避難情報の種類、避難行動についての説明を行うなど、周知に努めているところでございます。

今年度につきましても、あらゆる災害に対応しました統合型ハザードマップを作成し、全戸配布を予定をいたしておりますので、その中でも避難情報について詳しく記載して、周知を図る予定をいたしております。

万が一、白石町に災害発生のおそれがある場合の対応につきましては、避難所勧告等判断伝達マニュアルというのがございまして、それに定める水害に関する避難勧告等の発令基準に基づきまして、国土交通省または県と気象庁が共同で発表されます氾濫警戒情報、氾濫危険情報及び河川の水位情報などの客観的な情報に加えまして、気象情報や河川の巡視、有明海の潮位の状況等も考慮しながら、適切な時期に避難勧告等の発令を行ってまいりたいと考えております。

この避難勧告等の発令判断を適切に行うためには、佐賀地方気象台と連携をいたしまして、大雨等による甚大な災害の危険性が高まった際に、気象情報の伝達や避難指示に当たっての助言を、直接かつ迅速に伝えますホットラインの体制も構築をいたしております。また、避難勧告等を発令した場合には、防災行政無線それからエリアメール、あんあんメール、ケーブルテレビそれからホームページ、広報車、報道機関への情報提供によるテレビ、ラジオ放送など、さまざまな手段により発令の対象となる地区の方々へ避難に関する情報を伝達し、避難を呼びかけることといたしております。

住民の方は、これらの情報を参考に、みずからの判断で避難行動をとることとなりますが、災害が発生するおそれがある場合は、適時、的確な判断ができるよう一人一人の住居地にどの災害のリスクがあり、どのようなときに、どのような避難行動をとるべきかというようなことについて、日ごろから周知徹底を図る取り組みが必要だと考えております。

以上です。

○前田弘次郎議員

今回、避難勧告が7月6日18時36分と18時40分、2回放送がありました。議員説明の中でも約三千何百やったかな、方々の避難勧告が出ておりますけど、実際この3,000名が避難した場合にこの避難所、白石地区は白石統合センター、白石健康センター、有明地域は有明公民館、ふれあい郷となっておりますが、実際3,000名来られたとき、その態勢がとれていたのか。この避難警告が出て、わっと来たときに態勢ができていたのか、お尋ねをします。

○松尾裕哉総務課長

今回、避難勧告につきましては、山間部主体の1,112世帯、3,372人の方に避難勧告を出したわけでございます。先ほど議員おっしゃいましたように、今回4箇所

所を設定をいたしました。それで、避難につきましては、町が設定をいたしました避難所のほかにも自主的に自分たちで選んで親戚の方とか、第1避難所の自治公民館とかにも避難をされるようなことがあられると思いますので、全員の方が避難所のほうに来られるということは、ちょっと考えにくい点もあるかと思いますが、今回設定いたしました4施設について、3,372名の方が全員避難をされたということであれば、その約4割の、施設の設定した分については4割の方が避難できるような人数になっておりましたので、3,372人が来られたらその4箇所では当然対応は不可能だったかなと思いますので、そのときについては、ほかまだ避難所が全体で21ございますので、あとの避難所の設定を早急に、急ぐような対応が必要ではなかったかなというふうに思います。

以上です。

○前田弘次郎議員

この避難勧告、確かに3,000名全部が来るということもないかもわかりませんが、今後の課題としてどういうふうな対処をしていくかということも考えていただきたいと思います。

避難勧告が出て、深浦地区ということと言われて、私は深浦地区ですので、同僚議員から電話がありました。前田君大丈夫かいということで電話がありましたので、携帯に出ているから多分大丈夫だろうと、私は答えました。多分、災害に遭ったら携帯に出ることもできないと思うんです。ですから、そういった後、近所の方々から私に電話があるんですね。前田さん、もう避難せんばいかんとじゃないですかということで、近所の方二、三人から電話がありましたけど、いや、ちょっと待ってくださいと、まだ大丈夫じゃないかと、水の流れも泥水ではまだなかったもんですから、もうちょっと待ってえって、様子を見よということで今回して、その後避難解除が出たので、避難をするということはないと思います。しかし、住民の方たちは今回初めて出たので、すごく心配されておりますので、今後、行政のほうとしてもしっかり今後の課題として勉強していただきたいと思います。

次に、住民の防災に関する知識がどの程度普及しているのか。また、事態の知るために調査などを考えておられるのか、お聞きします。

○松尾裕哉総務課長

近年、全国各地で想定を超えるようなさまざまな災害が発生しておりまして、自然災害によりとうとい人命が毎年のごとく奪われている状況でございます。町民の防災への意識というものも、ここ数年飛躍的に高まっているものだと思っております。町といたしましても、ハザードマップの利活用や防災啓発、地域への防災講話や研修にも積極的に取り組み、町民のさらなる防災意識、防災知識の向上に努めてまいりたいと思っております。

町民の防災意識の調査についてでございますが、過去に町民アンケート等で防災に関する項目等を幾らか設けて、アンケートを実施したという経過はあるようでございますが、防災に特化したアンケートというのは実施したことはございません。それで、

今後の防災対策の参考とするためにも、アンケート調査等については実施について検討していきたいと考えております。

以上です。

○前田弘次郎議員

実態を知るということが一番勉強になるんじゃないかと、今後の課題にも足していられると思いますので、よろしく願いしておきます。

次に、先日、町の老人クラブ連合会との行政懇談会で、災害対策、高齢者の避難対応について地域の避難の練習をしてほしいということが上がっております。また、末端組織への指導はどの意見が出ております。現在の町の自主防災組織の状況をお尋ねします。また、今後の取り組みについてもお尋ねをいたします。

○松尾裕哉総務課長

自主防災組織の現状についてということでございますが、町内におきます組織数につきましては、これまで13組織というようなことで答弁をさせていただいておりましたが、9月3日に届け出が1つございました。現在14組織となっております。世帯ベースでは18.6%という組織率になっております。

今回の豪雨災害でも地域の公民館などを1次避難所として開設され、地域の高齢者の避難所として活用されるなど、まさに自主防災いわゆる地域力を発揮していただいた地区も数地区あったようでございます。

町といたしましても、町民の皆様にご協力いただき、地域ごとに組織を結成していただくことが急務であると考えておりました。まさに先ほど申しました避難所の設置などの自衛策をとっていただくことが、自治防災組織としての役割じゃないかと考えております。

今年度につきましては、駐在委員会におきまして自主防災組織の結成についてお願いを行っておりますが、そのほかにも出前講座の中での防災知識講座や土砂災害防止法に係る説明会等にもお伺いをいたしまして、自主防災の必要性それから重要性についての説明を行うなど、組織結成についてのお願いに奔走をしているところでございます。

以上です。

○前田弘次郎議員

今、課長が言われた、これ深浦地区の皆さんということで、先月の8月31日ですか、深浦西分の公民館で土砂災害防止法における区域指定に関する説明会の開催についてということで、佐賀県杵藤土木事務所所長の名前であっております。ただ、これは、私は同じ深浦ですけど、その災害圏地域に入っていないので、私たちには送られてきておりません。こういうことがあるというのは、たまたま私が初盆参りで行ったとこの家にこれが来てたんですよね。それ、前田議員さん、これ知っとなでと言われて、いや、知りませんって、うちは来とらんですよということで、ちょっと建設課のほうに聞いて、こういうのがあるのかということで聞いて、その住民の方からこれ全部コ

ピーして、私いただきました。

それで、この31日、私参加をしたんです。県の担当の受付の方がおられて、すみません、郵便で送られてますので番号が何かふってあるんですよね。それ、私、番号がないもんですから、すいません、その危ないとこの上に住んでいる者ですということ、私ちょっとこの西分のに参加したんですけど、公民館に入り切れないぐらい集まっていたいただきました。これは県のほうから用意された資料なんですけど、いろいろ説明をされて、住民の方もわかったと思います。

その中で、これは白石町の総務課で自主防災についてお話をされました。住民の方も感心をされて、深浦地区はこの自主防災組織はあります。けど、今まで余り活動というか、そういうのがないように見えて、今度新しくなられた区長さんがこの話を聞いて、ぜひ、深浦でもこれをやろうということで、今区長さんで動いていただいております。確かにこういうふうな形で、今言われたいろんな集まりに出向かれて、こういうことですよと、災害は空振りでもいいんですよ。とにかく逃げるということが一番ですので、今後もこういう会合をしてやっていただきたいと思います。

それで、あと一つ、これは広島の実例です。ちょっと、これ読み上げます。広島県東広島市黒瀬町に洋国団地というのがあります。ここでは一戸建てが約49戸あるうち約10戸が大破し、ほかの10戸にも土砂が流れ込んだと、しかしここは犠牲者やけが人がゼロなんです。日ごろの自主防災活動が実を結んだと感じる住民がいらっしゃっております。一戸建てが並ぶ洋国団地では災害時に自力で避難するのが難しい住民について、避難を助ける担当者をあらかじめ決めておられます。そして、市のハザードマップによると洋国団地は全域が土砂災害想定箇所とされている。団地では3年前から年2回、土砂災害を想定した避難訓練を続けてきたと、毎回住民の約4分の1が参加し、近くの老人集会所に実際に避難した。2011年の東日本大震災をきっかけに、災害はどこでも起こり得る、何があってからでは遅いと考えた市の担当者呼んで防災講座を開いた。団地の家に危険が迫ったとき、少しでも遠くに逃げるように空き地の草刈りをし、土地をならし、手づくりの避難道をこしらえた。そして、ハザードマップを常に持ち歩くと、歩くのが難しい高齢者や障がい者の住民が団地にいることを把握して避難助ける担当制度を考案し、民生委員ら5人を担当者に決めたと、実際に介助ベルトを使って背負って運ぶ訓練もしたということになっております。自主的に、ここ災害対策本部を立ち上げられております。

これも、先日の8月の副議長と行った勉強会で、こういうふうなことが実際あっておりますよということで、いただいております。住民の方たちが自分たちで、まず避難をするということが大事なんです。その勉強会で言われたのは、役場の職員さんたちが、私たちは、どがんかしてくんしゃろうと言っても、役場職員さんの数では住民の方たちの避難は全部できないんですよということをこの勉強会で言われました。とにかく、その地域地域によってしてくださいと。私の住んでいる深浦地区でも今度、区長さんが初めてやられるんですけど、私がいる班でもお年寄りがいらっしゃいます。その方は車も乗られません。今度そういう集まりのときに、この方がもし避難するとき誰がするかというのを決めようじゃないですかと、そういうのを自分たちでやっていこうということで、今少しずつ声が上がっておりますので、そのときはまた行政の

ほうの講座のほどを、知恵をおかりたいと思いますので、御協力をよろしく願いしておきます。

では次に、町内の公立学校での防災教育はどのようになっているのか、お尋ねをします。

各学校において、災害の状況においては防災教育も違うのではないかと考えます。実際の被災を想定したマニュアルとなっているか。マニュアルに縛られることはないか。教育こそが重要と考えます。よろしく申し上げます。

○石橋佳樹主任指導主事

失礼します。議員の御質問は、実際の被災を想定した実効的なマニュアルとなっているのか。マニュアルに縛られない命を守る行動を重視した日常の指導が行われているのかという2点の御質問であると受け取りました。

まず、マニュアルそのものについて説明しますと、各学校には年度当初に作成した危機管理マニュアルがあり、その中に非常変災時の対応が盛り込まれています。火災、地震、風水害等の対応や処置の流れ及び避難時の注意事項、避難経路、児童・生徒への対応などが主な内容ですが。この内容については、毎年随時学校内の会議や研修の場において全体で確認と協議を行っています。そして、実情に沿ったものとなるよう、変更すべき点は随時変更したり、追加したりして盛り込む箇所等を更新して活用しています。

次に、マニュアルに縛られない行動をとるための日常的な指導について説明しますと、ここでは主に3点指導が展開されています。

1点目は、教科での学習です。社会科での学習を中心に、小学校4年、5年、そして中学校地理分野で取り上げることです。自分たちの地域の特色を踏まえること、山地や海岸などの自然環境の特徴で、どのような災害を引き起こすおそれがあるのかということ具体的に調査をしたり、その特色に応じた防災対策について考えたりしていく学習です。

2点目ですが、教科外の学校行事、避難訓練での体験的な学習があると思います。町内の各小・中学校では、年間2回から3回程度行っています。このときに、先ほど取り上げた危機管理マニュアルが有効に機能するかどうかを、実際の行動を通して検証することになります。それぞれの災害のケースに応じた避難を実際に行って、避難経路や約束の確認をしたり、防災にかかわる関係者の話を聞いたりします。

そして、3点目ですが、それ以外の日常的な指導ということが言えると思います。主に全校や学校での集会、道徳、学級指導などで行っていますが、過去から現在に至るまで、特に東日本大震災以降は毎年のように全国各地で甚大な災害が起こっています。その都度タイムリーに機を捉えて、具体的な災害の原因とか、被害の状況、被災した人々の思い、私たちに、じゃ、何ができるのか、これからどんな準備をしなくてはいけないかなどを、新聞の記事の資料を取り上げたり、話し合いをしたりして学習していることが随時ございます。

町内が風水害や台風による影響で臨時休校や集団下校などの対応に迫られたときも、教育委員会などからあるいは校長会からなど、注意喚起を促したりするわけですが、

今年度も既に数回その対応を行いました。同時に、各学校では全校及び各学級で具体的な安全確保のための指導を実態に応じて行っています。このときに、児童・生徒は自然災害が私たちにもいつ起こり得るかわからないという危機感を持ったり、その準備の大切さだったり、特に自分事として命を最優先に守るためにどんな心構えや行動が必要かということ随時学んでいると思います。

このような学習を年間通して繰り返すことで、学習したことを実際に体験へつなげ、自分の命を守るすべ、そしてその大切さを実感できるよう指導しております。

以上です。

○前田弘次郎議員

これも先日の勉強会で教育こそが重要ということで、私たちも勉強をしてきましたのでよろしく願いしておきます。

次に、我が国においては毎年のように台風や集中豪雨などの風水害、地震、津波などのさまざまな自然災害が多数発生している状況です。平常時から情報収集と情報提供への対策は万全でなければいけません。そこで、本町における情報提供の手段として、防災行政無線による手段を中心に発信されています。宅内の緊急放送受信機の設置状況についてお尋ねをいたします。

○松尾裕哉総務課長

本町におきます防災情報、緊急情報の伝達方法につきましては、町内50箇所に設置しております防災行政無線による屋外放送を中心に、昨年整備をいたしました緊急放送受信機やケーブルテレビのほか、町ホームページ、携帯電話などへの緊急メール等あわせ、各地区駐在員への電話連絡など、さなざまの手法を組み合わせることで災害情報発信の多重化を図っております。

御質問の緊急放送受信機についてでございますが、平成29年度に屋内でも防災行政無線の放送を聞くことができるようにということで戸別受信機の整備を行ったところでございます。平成30年、ことし8月末の設置数といたしましては3,708台となっております。現在JA設置の放送受信機と合わせまして合計約5,750世帯に設置が完了しているという状況でございます。設置率は76%ということになっております。

以上でございます。

○前田弘次郎議員

76%ということは、24%の住民の方がまだ設置されていない状況ということですが、今後のこの方々にどのように設置を促していくか、お考えがあられたらお願いします。

○松尾裕哉総務課長

今後、設置されていない方への設置の推進ということでございますが、広報「白石」に掲載をしながら推進を図っていくことも考えておりまして、また町内へ転入をされて手続に来られた際に、受信機の設置についてもお願いをしてまいりたいと、こう考

えております。

また、民生委員さんなどへ協力をお願いいたしまして、まだ未設置の高齢者の皆様方への訪問の際に、未設置の場合は設置のお願いをしていただくというような取り組みなどについてもお願いをしてまいりたいと思っております。

以上です。

○前田弘次郎議員

そしたら次に、道路冠水、崖崩れによる通行どめ、公共交通機関などの情報、いこカーの運休などの情報は住民生活に密着しています。これらの情報はどのような手法で住民の皆さんに周知されているのか。また、この手法だけで十分なのか、今後の取り組みについてお尋ねをします。

○松尾裕哉総務課長

先ほど説明いたしました屋外スピーカーや宅内の緊急放送受信機による大雨警報等の防災情報伝達は、まず町民に行動を起こしていただくという意味では大変有効だと考えておりますが、道路冠水、崖崩れによる通行どめなどの細やかな情報につきましては、屋外スピーカーや宅内の緊急放送受信機から口頭で伝える手法ではなかなか難しい面もございます。そのため、現状といたしましては建設課、農村整備課等の関係各課と情報を共有しながら、町ホームページ等に文字情報で掲載をしまして、住民向けに周知をしているところでございます。しかしながら、道路冠水や崖崩れが発生し、どの区間が通行可能で、どの区間が通行どめかを文字情報として表現するのは非常に難しいところでありまして、ホームページやSNSの担当も苦慮している状況がございます。

また、災害による道路冠水や通行どめの状況につきましては、さまざまな要因でリアルタイムに変動がしてまいりますので、できるだけ迅速にホームページやSNSを見られた方にわかりやすく伝える方法につきまして、今後、先進的に取り組まれている自治体を参考にしながら研究をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○前田弘次郎議員

今課長の答弁の中でホームページですか、そういうことでICTが使われております。ことしは多くの方が災害時にソーシャル・ネットワーキング・サービス、SNSを活用し、災害現場周辺からの情報も多く発信され、即時性を有する貴重な情報源であると考えられると、近年は災害対応についてSNSを積極的に活用する自治体も増加してきています。本町における災害対応時のSNSの活用状況についてお尋ねをします。

○松尾裕哉総務課長

近年のスマートホーンの普及と相まって、日ごろからフェイスブックやツイッター、ラインなどに代表されますソーシャルネット・ワーキング・サービスいわゆるSNS

の利用をする方がふえてきております。そのためか、東日本大震災や熊本大震災などの大災害時には通信規制が行われ、固定電話や携帯電話での電話回線による通話がつながらなくなった状況下でもSNSを利用し、家庭との連絡や安否確認、災害情報の収集などが行われたことが報道であっております。

国におきましても、災害対応におけるSNSの活用には着目をされておまして、平成29年3月には内閣官房において災害対応におけるSNS活用ガイドブックが策定をされております。今やテレビやラジオといった既存メディアとともに、災害発生時に一定の役割を担うものとしてSNSは注目をされていると思っております。

本町におきましても、平成27年度事業におきましてホームページのリニューアルを実施をいたした際に、町公式でのフェイスブックを平成28年3月に開設し、より地域に密着した情報を個人で収集できるメリットを生かして、町内のイベントなどのお知らせをホームページとあわせて町内外に向けて発信をいたしております。8月末現在で町内外から700弱の利用者があっているところでございます。

御質問の当町における災害対応時のSNSの活用についてということでございますが、平成28年3月のフェイスブック開設後、すぐに熊本大地震が発生をいたしました。そのときからこれまでの町ホームページを介しての情報発信とあわせまして、自主避難所の情報や町内の災害情報など、即時性を有する情報発信に活用をいたしております。それ以降、本町への台風接近や大雨情報など災害発生時の大小に関係なく、町ホームページで発表いたします情報源を補完する役割として、災害発生時にリアルタイムで変化をする即時性を有する情報につきましては、SNSを活用してきております。これまでの大災害におきましてSNSが災害発生時威力を発揮したところでございますが、その反面、災害発生時に心ないデマやうわさがSNSで拡散されてしまったり、被災地に古い情報がSNSで拡散し続けられた等、被害現場の混乱を招くことも発生している事例があるのも事実でございます。個人で手軽に情報の発信や共有できる反面、災害発生時にSNSの利用するに至っては、情報源の信頼性や重要度を十分に見きわめることが大切になっていくものと思っております。

以上です。

○前田弘次郎議員

これも勉強会で先生から言われた言葉なんですけど、災害が起きて災害復旧のためにボランティアを募集すると、そうした場合、自治体によってはホームページだけしかされてないところがあると、しかしこういうフェイスブックとかいろんなSNSを使ったところは、ボランティアも集まりやすいそうなんです。そういうふうなことをちょっと先生が言われましたので、今後もSNSについては、町としてもどういうふうな形で取り組んでいかれるのか勉強をしていただきたいと思っております。私たち議員もこういうものも勉強していきたいと思っております。

そしたら次に、熊本県菊池市では市役所内の働き方改革や防災力強化を進めるために、ソフトバンクと地域活性化包括連携協定を締結されています。連携事項の中に、災害に強いまちづくりに関することとあります。議会でのペーパーレス化だけではなく、災害時のタブレットの利用で町と議員側の情報共有ができると考えますが、タブ

レットの利用について、今後のあり方についてお尋ねをします。

○松尾裕哉総務課長

町と議員側の情報共有のあり方についてということでございますが、災害時におきますタブレットの利用におきましては、災害発生における電話回線よりはインターネットを利用したSNS等がつながりやすい利点を生かした情報共有の方法かと思われまます。既に大手の民間企業や先進的に取り組まれております自治体におきましては、さきの東日本大震災や熊本大地震などの大災害からの教訓を生かしながら、緊急時の連絡ツールとしてビジネス版のSNSツールを導入するところがふえてきているようであります。

従業員や職員、その家族の安否確認及び今後の業務継続対策の一環といたしまして、各自のスマホやタブレットを利用し、個人情報や情報漏えい対策などを踏まえて、閉鎖されたグループ内での利用するメリットがあります。タブレットでSNSなどのツールの活用なども含めまして、民間企業や先進的に取り組まれております自治体を参考にしていきたいと考えております。

以上です。

○前田弘次郎議員

では、ここで副町長に答弁をお願いしたいと思いますが、執行部の中では副町長が一番SNSとか、こういうタブレット、スマホには詳しいと思いますので、今後町として、副町長の見解で結構ですので、御答弁をお願いします。

○百武和義副町長

前田議員のほうから御指名をいただきましたけども、全然詳しいほうではございません。先ほど総務課長が答弁したとおりでございますけども、タブレットの活用については今まで言われているとおり、資料等、紙の減量化それから資料の保存、管理の効率化それから電子メールの活用、スケジュール管理それから議員言われたような災害対策時などに非常に有効であるということでは思っております。

ただ、これもずっと話ししておりますように情報セキュリティーの問題で他団体については、こういった閉鎖的な環境で使っているところもございますけども、まだ本町のセキュリティー面で確立がまだされていないということから、なかなか踏み込めていないという状況でございます。ただ、時代的にはタブレット活用ということがどんどん広まってくるのかなということでは感じております。そういったことで、総務課長と同じ答弁になりますけども、先進事例を参考にしながら今後も研究を進めていくということで考えております。

以上です。

○前田弘次郎議員

タブレットに関しては、5月やったですか、総務課との話し合いをして、今後、広報委員会と総務課とでタブレットの利用をどうしていくかということで勉強会をやっ

ていこうということでお話をしておりますが、まだ一回も開催ができておりません。私たちのほうもちょっと時間がないということがありまして、今後議会と執行部の方と一緒にこういう形で勉強をやっていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

では、最後になりますけど、今回の災害において深浦地区では道路冠水がありました。国道が通行できず、峠の迂回路を通行されました。消防団の方々の誘導で通行ができ、消防団の活動に感謝をしております。ただ、道とクリークの境がわからずに通行された運転手の方々は、大変危ない経験をされております。

そこでですが、もしこの深浦トンネルが実際あったらこのような状況はなかったのではないかと、深浦トンネルを通っていったんではないかと思いますが、建設課長、よろしくお願ひします。

○喜多忠則建設課長

仮定の御質問で非常にお答えづらいところではございますが、御指摘のように、このような緊急災害時には御指摘のトンネルも一つの考え方だとは思ひます。ただ、トンネルにこだわらず迂回路があれば助かるんじゃないかろうかと考えております。

また、しかしながら、まずは国道207が冠水しないような対策が、これが一番必要かと思っております。国道または塩田川、河川を管理する杵藤土木事務所に対応対策などをお願ひをすることが最善ではないかということで考えております。

以上でございます。

○前田弘次郎議員

今、塩田川と六角川、これ道路冠水をした原因が塩田川に行く水門のふたが土石流の流れで石が挟まって、ふたが閉まらなかったと、それによって塩田川の水が古渡から入ってきて、道路冠水が起きたというのをちょっと私聞いております。これは、逆に言えば塩田川が決壊したら同じことのような形なんです。今回の災害というのは、議会と知事との話し合いのときも知事が言われました、六角川と塩田川はもうあと少しだったと、もう少ししたら決壊してもおかしくない状況だったということです。こういうふうな道路の冠水とかありますので、深浦トンネルも一つの考えとして、今後とも考えてもらいたいと思ひますのでよろしくお願ひして、私の一般質問を終わります。

○片渕栄二郎議長

これで前田議員の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は終了しました。

あすも一般質問です。

本日はこれにて散会します。

15時23分 散会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成30年9月5日

白石町議会議長 片 渕 栄二郎

署 名 議 員 井 崎 好 信

署 名 議 員 内 野 さよ子

事 務 局 長 小 柳 八 束